

さつま町建設計画書

さつま町

目 次

序 章 計画策定の方針	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画期間	1
第1章 新町の概況	2
1 位置・沿革	2
2 人口構造	4
3 産業構造	5
4 都市基盤・生活環境	7
5 行財政	8
6 広域行政	9
7 新しいまちづくりの課題	9
第2章 合併の必要性と効果	11
1 合併の必要性	11
2 合併の効果	12
第3章 主要指標の見通し	13
1 将来人口	13
2 世帯	14
3 就業人口	14
第4章 新町建設の基本方針	15
1 基本理念	15
2 新町の将来像と基本目標	17
3 まちづくりプロジェクト	21
4 地域におけるまちづくりの方向	27
第5章 新町の主要施策	31
1 施策の体系	31
2 分野別施策・主要事業	32
3 新町における県事業の推進	47
第6章 公共施設の適正配置と整備	48
第7章 財政計画	49

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

宮之城町，鶴田町，薩摩町は昭和の大合併による現在の行政区域を形成し，時代の要請や住民ニーズに応えるべく，これまできめ細かな施策を展開して行財政課題に取り組んできました。

しかし，昭和の大合併から半世紀を経た今日，住民の日常生活や経済活動の範囲が拡大してきていることから，生活圏域の広がりに対応した行政サービスの広域化が求められています。

本地域は歴史的な繋がりが強く，通勤・通学や買い物等の住民の生活圏，一部事務組合等の行政圏，各種経済団体・組合等の経済圏がすでに一体化してきています。

このような中において，3町合併の意義は総合的な地域づくり，まちづくり，住民サービスの維持・向上，行財政の運営の効率化と基盤の強化を行うことで，地方分権型社会の実現を目指すことにあります。

そのために，地域のまとまりも重視しながら，社会経済情勢の変化を踏まえた地域社会の振興のための施策を展開し，個性豊かな地域社会の創造と魅力あるまちづくりの構築が求められています。

(2) 計画の目的

本計画は，宮之城町・鶴田町・薩摩町の合併による新しい町（以下「新町」という。）を建設していくための基本方針を定めるとともに，これに基づく建設計画を策定し，その実現を図ることにより，3町の速やかな一体性の確立を促進し，地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお，詳細かつ具体的内容については，新町において策定する基本構想及び基本計画等に委ねるものとします。

(3) 計画の構成

本計画は，新町を建設していくための基本方針，基本方針を実現するための主要施策，公共施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

2 計画期間

本計画における建設の基本方針は，将来を展望した長期的な視野に立つものとし，主要施策，公共施設の適正配置と整備及び財政計画は，合併年度及びこれに続く20年間の期間について定めるものとします。

1 位置・沿革

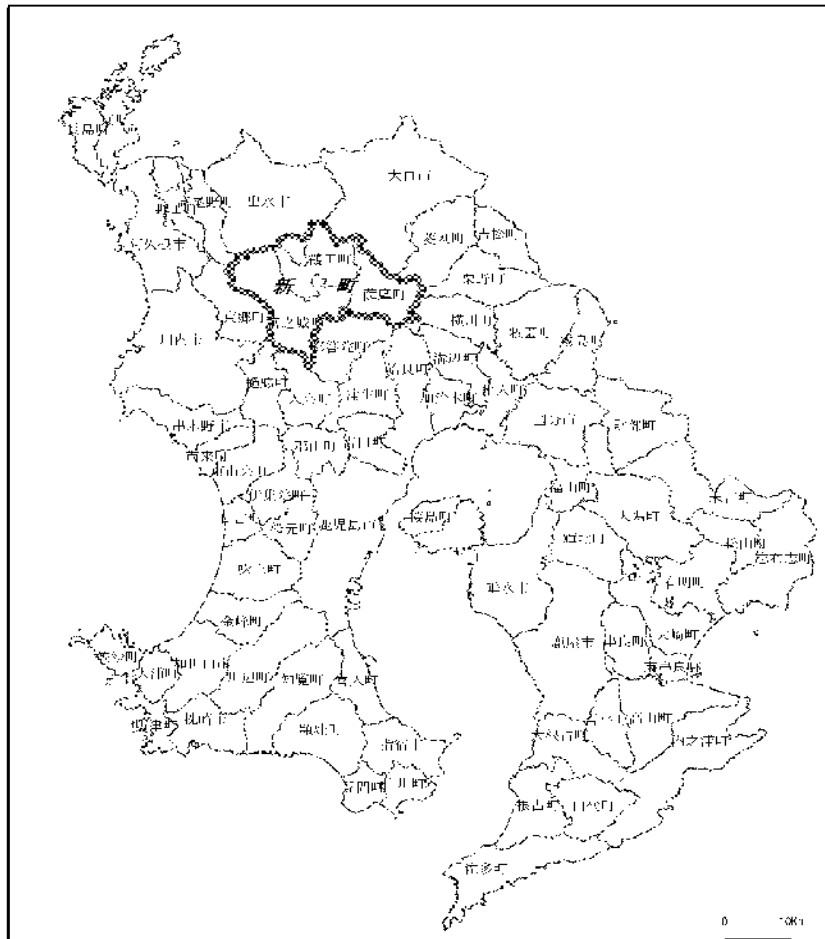
(1) 位置

- ◆ 新町は、鹿児島県の北西部、鹿児島市から約 40 kmのところのところに位置し、面積は 303.43km²、鹿児島県の 3.3%を占めています。

■ 面積 ■

項目	宮之城町	鶴田町	薩摩町	新町計
面積	145.95k m ²	77.99k m ²	79.49k m ²	303.43k m ²

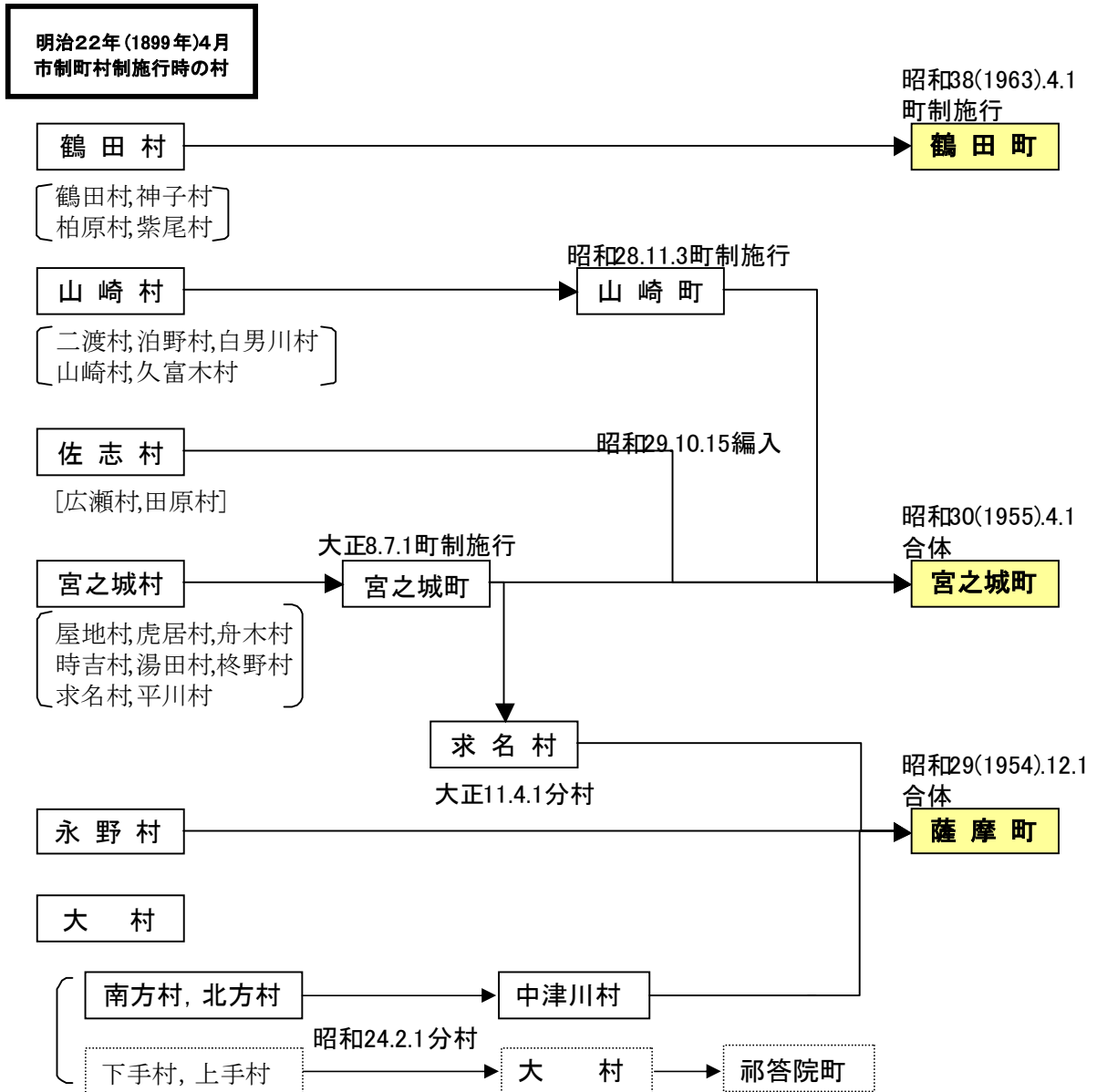
■ 新町の位置 ■



(2) 沿革

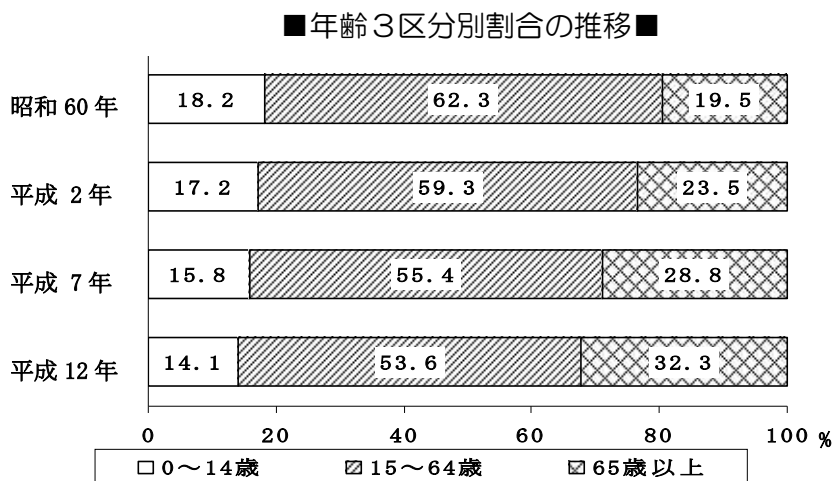
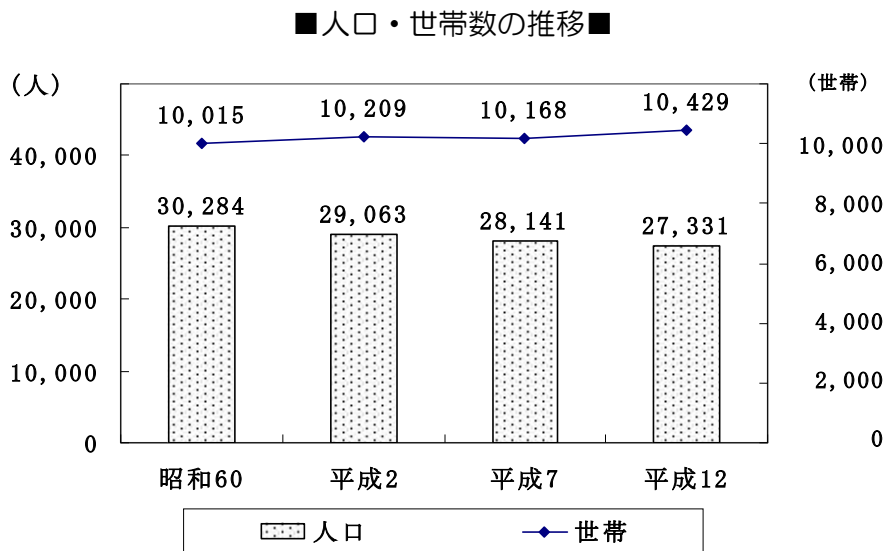
- ◆ 明治22年4月の市制・町村制の施行により、本地域では24村が6村となりました。その後も幾多の変遷を経て、昭和29年12月1日に薩摩町が、昭和30年4月1日には現在の宮之城町が誕生し、昭和38年4月1日に鶴田町が町制を施行しました。

■ 3町における合併の変遷 ■



2 人口構造

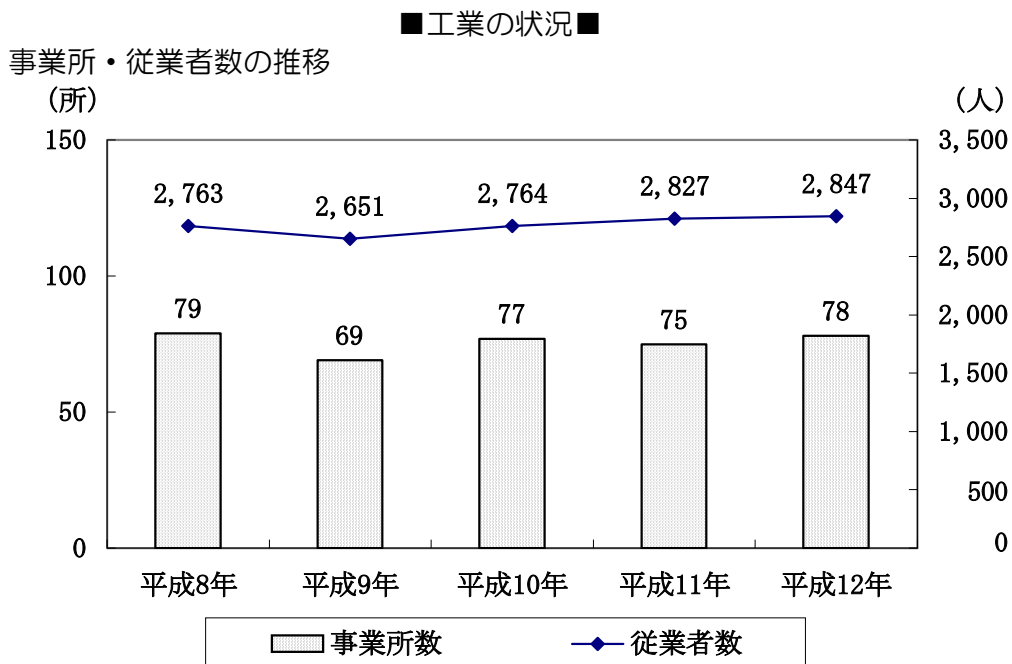
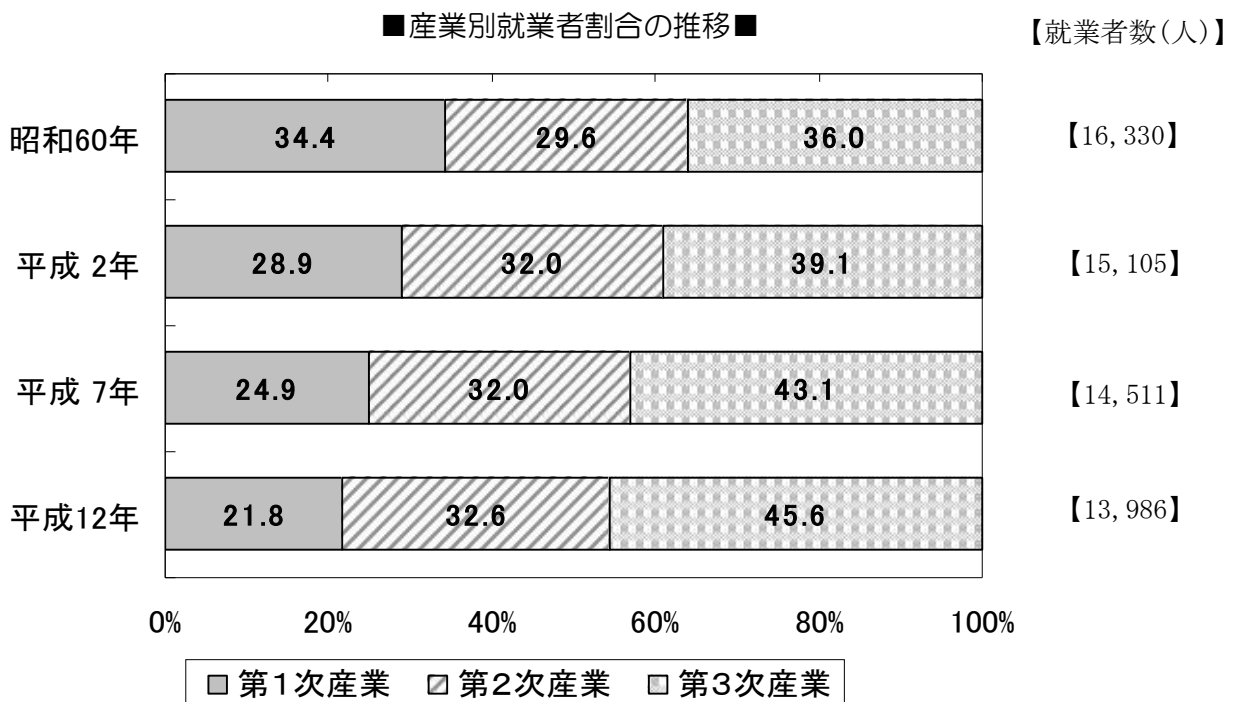
- ◆ 新町の総人口は、平成 12 年の国勢調査によると 27, 331 人で、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の流出等による人口減少が続いています。世帯数は微増傾向となっています。一方、高齢化率は 32.3%と、国（17.3%）、県（22.6%）を大幅に上回っています。



資料：国勢調査

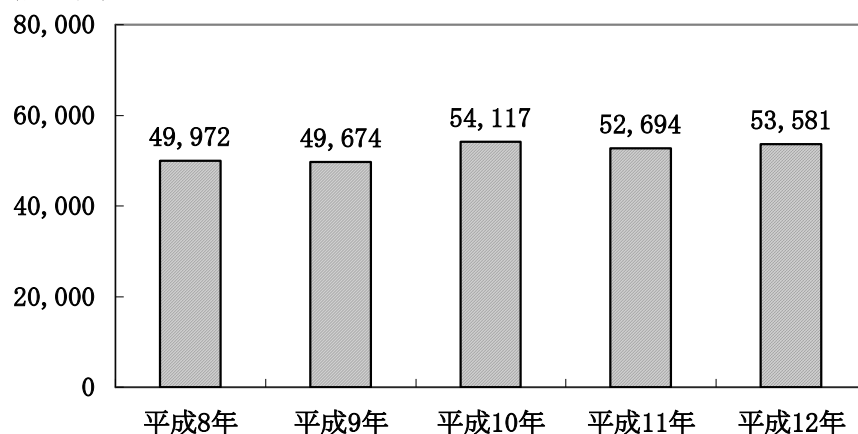
3 産業構造

- ◆ 産業別就業人口は、第1次産業の割合が21.8%で、国の5.0%、県の12.0%を大幅に上回っています。特に農業は新町における基幹産業であり、水稻を中心に畜産、園芸等を組み合わせた複合経営が行われています。
- ◆ 工業については、製造業を中心に従業者数、製造品出荷額は微増の傾向にあります。
- ◆ 商業については、大型店舗の進出や車社会の進展に伴う買物圏域の拡大等により、商店数、年間販売額とも減少の傾向にあります。



製造品出荷額等の推移

(百万円)

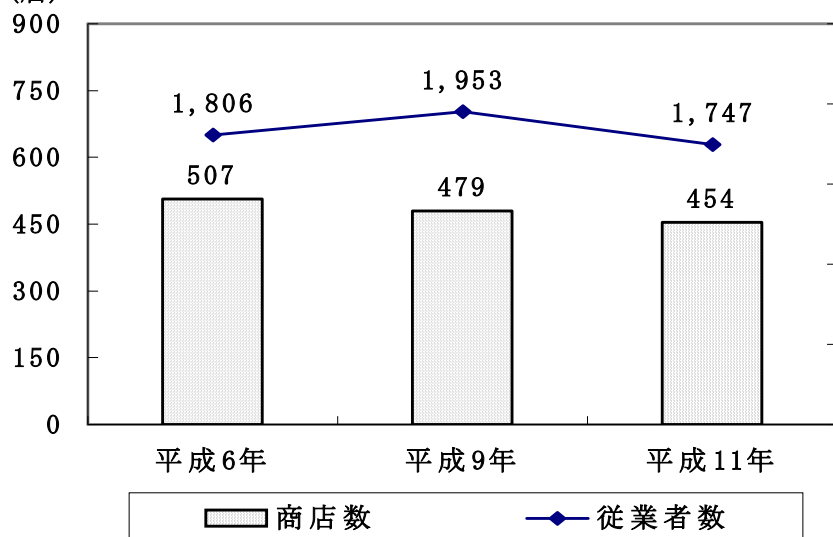


資料：工業統計調査

■ 商業の状況 ■

商店数・従業者数の推移

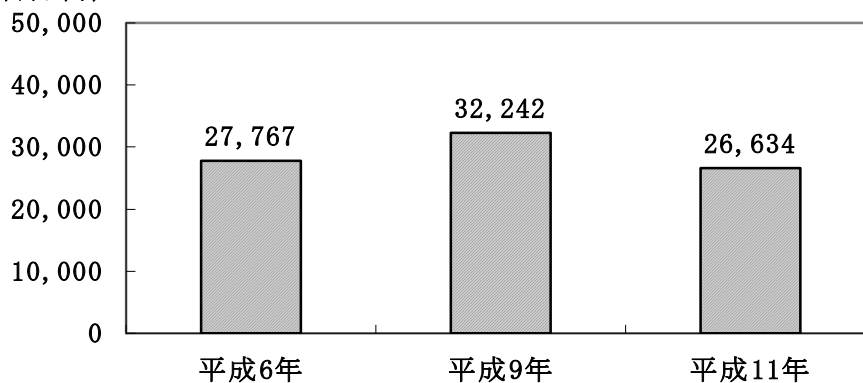
(店)



(人)

年間販売額の推移

(百万円)



資料：商業統計調査

4 都市基盤・生活環境

- ◆ 道路整備状況では、道路改良率 49.3%、舗装率 80.7%となっており、県平均の 61.9%、83.8%と比べるといずれも低くなっています。

■道路整備状況（平成 13 年度）■ (単位:m, %)

項目	道路延長			改良率 B/A	舗装率 C/A
	実延長 A	改良済延長 B	舗装済延長 C		
新町計	684,399	337,690	552,623	49.3	80.7
県計	21,425,518	13,258,048	17,964,506	61.9	83.8

資料:平成 13 年度公共施設状況調査

(注)市町村道

- ◆ 水道普及率は 87.7%となっており、県平均の 96.4%を下回っています。
- ◆ 下水道は、合併処理浄化槽と農業集落排水処理施設を合わせた汚水処理施設の普及率が 27.6%、これに単独処理浄化槽を加えた水洗化率が 44.8%となっています。

■水道の普及状況（平成 13 年度）■ (単位:人, %)

項目	住民基本 台帳人口	給水人口 総数	現在給水人口				水道 普及率
			上水道	簡易水道	専用水道	飲料水 供給	
新町計	27,307	23,957	8,795	15,162	0	0	87.7
県計	1,783,231	1,719,853	1,265,526	409,192	30,963	14,172	96.4

資料:平成 13 年度公共施設状況調査

(注)水道普及率は、給水人口総数を住民基本台帳人口で除した。

■合併処理浄化槽等の設置状況（平成 13 年度）■ (単位:人, %)

項目	住民基本 台帳人口	合併処理浄化槽		単独処理浄化槽		農集排	汚水処理		水洗化	
		設置 基数	処理 人口	設置 基数	処理 人口	処理 人口	人口	普及率	人口	普及率
新町計	27,307	1,968	6,524	1,864	4,711	1,006	7,530	27.6	12,241	44.8

資料:各町調べ

(注)農集排:農業集落排水処理施設

- ◆ 保健・医療・福祉関連では35の医療施設があり、病床数も755あります。
- ◆ 保育所は13施設あり、定員は715人に対し入所者数670人となっています。
- ◆ 教育施設では幼稚園が全体で4園、定員250人に対し入園者数112人、小学校は15校、1,491人、中学校は4校、819人となっています。

■医療施設数・病床数（平成15年度）■

（単位：箇所、床）

項目	病 院		診 療 所		合 計	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
新 町 計	6	636	29	119	35	755

資料：平成15年4月1日現在 川薩保健所調べ

■保育所数、定員、入所者数（平成15年度）■

（単位：箇所、人）

項目	保 育 所						入所者数
	町 立		そ の 他		合 計		
	箇所数	定 員	箇所数	定 員	箇所数	定 員	
新 町 計	5	270	8	445	13	715	670

資料：平成15年5月1日現在 公共施設状況調査他

■幼稚園・小学校・中学校数、園児、児童・生徒数（平成15年度）■

（単位：箇所、人）

項目	幼 稚 園						小 学 校		中 学 校	
	町 立			そ の 他			校 数	児 童 数	校 数	生 徒 数
	園 数	定 員	入園者数	園 数	定 員	入園者数				
新 町 計	2	80	29	2	170	83	15	1,491	4	819

資料：平成15年度学校基本調査他

5 行財政

- ◆ 新町の職員数は380人（平成15年4月1日現在）で、職員1人当りの住民数は約72人となっています。
- ◆ 法定議員数は58人に対し、現議員数は48人となっています。（なお合併後の法定議員数は26人となります。）
- ◆ 財政については地方税や地方交付税の減少など今日の地方財政を取り巻く厳しい状況を踏まえると、現在の地方財政制度が今後も維持されるとは限らず、このような状況を十分把握した上で、一層効率的な行財政運営が求められています。

6 広域行政

- ◆ 3町に係る一部事務組合等の広域行政は4組合・2協議会があります。

組 合	協 議 会
薩摩郡東部衛生処理組合	川薩広域市町村圏協議会
祁答院地区消防組合	祁答院地区視聴覚教育協議会
祁答院地方卸売市場管理組合	
川薩地区介護保険組合	

7 新しいまちづくりの課題

(1) 生活環境の向上

新町においては、まちづくりの基礎となる道路・交通・水道等の生活環境基盤の整備・拡充が必要であり、住民意識調査でも新町の施策としてこれらの整備を望む声が多くなっています。快適で暮らしやすいまちづくりを進めるために、更なる社会・生活基盤施設の充実を図っていく必要があります。

(2) 高齢社会への対応

新町においても高齢化は県平均に比較して速く進行すると思われます。住民意識調査でも、新町に望むイメージとして、「医療体制と健康づくり対策が充実した『健康のまち』」の意見が多数を占め、保健・医療・福祉への期待は非常に大きいものがあります。高齢者や障害者を含めた全ての住民が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるように、地域に根ざした福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

(3) 自然環境の保全

地域を包む豊かな緑と川内川の流れに象徴される恵まれた自然環境は、人々の心を潤し、暮らしを支えてきました。このような環境を快適で安全な生活空間や産業の場として活用していくためには、各地域を画一的に整備していくのではなく自然環境を保全しながら整備を進めていく必要があります。また、省資源・リサイクルを推進し、人と自然が共生する循環型社会の形成が求められています。

(4) 地域産業の振興・育成

活力ある産業を育成するためには、担い手づくりや起業の促進、地場産業の体質強化や特産品の開発等による高付加価値化など、地域の魅力を生かした産業振興施策が必要です。特に収益性の確保や後継者不足は、農業や商業などの地域産業において厳しさを増してきていることから、官民が共に知恵をしぼり活性化施策の展開を図っていく必要があります。

(5) 地域の活性化と人材育成

地域においては、若年層を中心とする人口流出や少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティが衰退しつつあります。このため、優れた魅力ある教育の場の提供や就業の場を確保することによって若年層の定着を図り、活力ある地域社会の形成を目指す必要があります。

また、住民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まり等、ますます高度化する社会環境に対応できる人材の育成は時代の要請であり、あらゆる分野において取り組んでいく必要があります。

(6) 地域内外との連携

新町は、歴史的に貴重な文化遺産や豊かな自然に育まれた数多くの地域資源などを有しています。また地域高規格道路をはじめとする国道や主要県道など県内各地へスムーズにアクセスできる主要交通網の整備が進みつつあり、まさに県内或いは県外との交流の拠点となりうる好条件の位置にあります。今後、こうした地域の資源環境や優位性を活かし、「人・モノ・カネ・情報」の交流拠点として、地域の活性化を進めていく必要があります。

1 合併の必要性

(1) 日常生活圏の拡大

社会経済の発展、交通手段の発達等により、通勤・通学をはじめ、文化・スポーツ活動など住民の日常生活圏や社会経済圏は広域化しており、それに伴って住民のニーズも多様化・高度化してきました。

これら、新たな行政需要に対応するため、生活環境、福祉、教育、産業等の各分野において、広域的見地からの一体的な施策展開を図り、行政サービスの充実を図っていく必要があります。

(2) 高度情報化社会の進展

近年の情報通信技術（IT）は、飛躍的な進歩がみられ、インターネット、電子メールなど、人々の日常生活の中に浸透しつつあります。こうした潮流の中で、地域住民がこのITの恩恵を享受できる社会を形成していくことは極めて重要です。今後、情報通信システムの整備を推進し、生活を豊かにする各種情報・サービスの周知等、行政サービスをより身近なものとして利用できる環境を整備していく必要があります。

(3) 少子高齢社会の到来

少子化に伴う人口減少は、地域活力が衰退する一方、高齢化の進行により、保健、医療、福祉などの行政需要が増大することが予想され、自治体の財政圧迫が懸念されます。こうした多様な行政サービスに対応するため、サービスの制度を整備・充実すると共に、より効率的な組織体制づくりを推進していく必要があります。

(4) 地方分権の推進

少子高齢社会の到来に対応し、社会の活力を維持・向上させ、自己決定と自己責任の原則に基づいた真の分権型社会を構築していくことが求められています。今後高度化、多様化する行政需要に対応するため、新町の自立性と行政基盤の充実・強化を図っていく必要があります。

(5) 地方財政の状況

景気の低迷が長期にわたり、国・地方共に財政状況は極めて厳しい状況にあります。その中で、少子高齢社会が急速に進行しており、保健・医療・福祉等の社会保障関係費の増大が見込まれます。

このような多様な行政需要に対応し、現在の行政サービスの水準を維持していくためには、財政基盤を強化し、効率的な行政体制の整備を推進していく必要があります。

2 合併の効果

(1) 広域的・総合的なまちづくり

① 地域のイメージアップと地域活力の向上が図られます。

- ◆ 各町が目指してきた個性あるまちづくりは、県内外に地域の存在感やイメージを高めながら、地域コミュニティを育んできました。この存在感ある3つの町が一つになり、それぞれが持つ地域の力が融合することにより、これまで以上に特徴ある地域のイメージアップと活力の向上が可能となります。

② 広域的視点に立った、効果的なまちづくりの展開が可能となります。

- ◆ 合併することにより、道路や公共施設の整備、土地利用、産業振興などの地域づくりや地球規模での環境問題等の行政課題について、広域的視点に立ったまちづくりを効果的に実施することが可能となります。
- ◆ 各町において整備された様々な類似施設とのネットワークや地域イベントとを結び、地域情報の発信や交流人口の拡大など、より効果的で魅力のあるまちづくりが可能となります。
- ◆ 合併により3町がもつ、特色ある地域資源を活用して、産業、教育、交流など広い分野での事業展開を行うことで、人・モノ・カネ・情報が行き交う、元気ある地域づくりを展開していくことができます。

③ 効率的な行財政の運営が可能となります。

- ◆ 総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、事業実施部門の充実を行うことで、よりきめ細やかなサービス提供等、質の高い行政サービスが可能となります。
- ◆ 合併と行政改革の推進等に伴い、役職員数の適正化や施設の効率的配置などにより、中長期的な視点で効果的な行財政の運営が可能となります。

(2) 住民サービスの高度化と利便性の向上

① 専門職員等の適正配置により専門的かつ高度なサービスの提供が可能となります。また、サービス選択の幅が広がり利便性が向上します。

- ◆ 高度・多様化する住民ニーズにこたえていくためには、専門的な行政を展開していく必要があります。合併により規模が大きくなることで、専門職員の増強が図られ専門的かつ高度なサービスの提供が可能となります。
- ◆ 公共施設等の相互利用が可能となり、住民の利便性の向上と相互交流の場が増加し、速やかな一体性の確立に役立つものと期待されます。

② 公共的団体の統合・新設等を通して新たな地域活力の創出が可能になります。

- ◆ 公共的団体の統合や新設が図られ、多様で広域的な事業の展開が行われることにより、新たな地域活力の創出が可能となります。

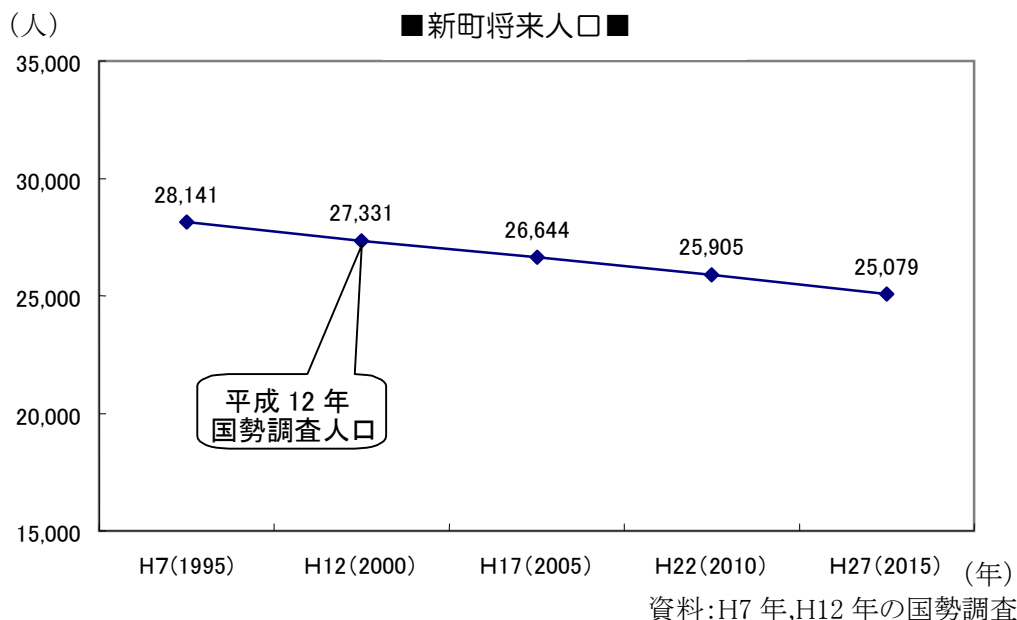
1 将来人口

平成 27 年までの人口を，平成 7 年と 12 年の国勢調査による男女各歳人口をもとに『コーホート要因法』（注）によって求めました。

(注)コーホート要因法(cohort component method)とは，基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし，これに仮定された男女年齢別生残率，男女年齢別社会人口移動率，女子の年齢別出生率および出生性比を適用して将来人口を求める方法です。

(1) 総人口

新町の将来人口は，平成 17 年の総人口では 26,644 人，平成 27 年は 25,079 人と平成 12 年と比較すると約 2,250 人減少することが推計されます。



(2) 年齢区分別人口

新町の将来人口を年齢区分別にみると，平成 27 年の年少人口は 2,992 人，全人口の 11.9% で平成 12 年の構成比 14.1% に比べ 2.2 ポイントの減少，生産年齢人口は 13,474 人，比率は平成 12 年の 53.6% から 53.7% と 0.1 ポイント増加，また，老年人口は 8,613 人，比率は平成 12 年の 32.3% から 34.4% に 2.1 ポイント増加すると推計されます。

■新町年齢区分別将来人口推計■

(単位:人,%)

	(1995年)	(2000年)	(2005年)	(2010年)	(2015年)
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	28,141	27,331	26,644	25,905	25,079
0～14歳	4,455	3,846	3,415	3,099	2,992
15～64歳	15,598	14,666	14,212	14,140	13,474
65歳以上	8,088	8,819	9,017	8,666	8,613
年少人口比	15.8	14.1	12.8	12.0	11.9
生産年齢人口比	55.4	53.6	53.3	54.6	53.7
老年人口比	28.8	32.3	33.9	33.4	34.4

2 世帯

1世帯当たりの人員は、核家族化や単身世帯の増加に伴って、平成27年には2.3人になることが推計されます。世帯数の推計は、総人口と1世帯当たりの人員の見通しから約11,000世帯と推計されます。

$$\begin{aligned} \text{世帯数の推計} &= \text{平成27年総人口推計値} \div \text{1世帯当たりの人員} \\ &= 25,079 \text{人} \div 2.3 \text{人} \\ &= 10,904 \text{世帯} \end{aligned}$$

3 就業人口

就業率は、平成7年から平成12年にかけて低下しています。今後、高齢化が進み、生産年齢人口が減少すれば、就業率はさらに低下することが想定されます。平成27年における就業人口の見通しは、就業率が平成12年水準(51.2%)を維持すると想定した場合で約12,800人と推計されます。

$$\begin{aligned} \text{就業人口の推計} &= \text{平成27年総人口推計値} \times \text{平成12年時就業率} \\ &= 25,079 \text{人} \times 0.512 \\ &= 12,840 \text{人} \end{aligned}$$

■主要指標の推計■

(単位:人,%,世帯)

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		28,141	27,331	26,644	25,905	25,079
年齢別人口	年少人口 (0～14歳)	4,455 15.8	3,846 14.1	3,415 12.8	3,099 12.0	2,992 11.9
	生産年齢人口 (15～64歳)	15,598 55.4	14,666 53.6	14,212 53.3	14,140 54.6	13,474 53.7
	老年人口 (65歳以上)	8,088 28.8	8,819 32.3	9,017 33.9	8,666 33.4	8,613 34.4
	世帯数	10,168	10,429	10,658	10,794	10,904
1世帯当たり人員		(2.8)	(2.6)	(2.5)	(2.4)	(2.3)
就業人口		14,511	13,986	13,642	13,263	12,840
就業率		51.6	51.2	51.2	51.2	51.2

1 基本理念

“山紫水明の地”にふさわしい恵まれた自然環境の中で、住民が“ゆとりと豊かさ”を実感できる魅力ある地域社会を実現していくためには、“まち”を構成する地域や私たち住民自身が、自らの判断と責任で、地域資源や人々の個性などを生かした地域づくりに積極的に取り組んでいくことが必要です。

私たちの地域は、豊かな自然環境を背景として、竹・梅・ごぼう・いちごなど優れた特産品が生まれるとともに、これらをキーワードにした地域づくり活動が展開されています。また、県立北薩広域公園をはじめとした自然系の各種レクリエーション施設や良質の温泉が数多くあり、これら地域資源と結びついた個性豊かなイベントのほか、歴史に培われた祭事など伝統・文化も数多くあります。

まちづくりは、住民が人生や暮らしの充実感、満足感を求めて意欲的、積極的に行動していくことであります。そのためには、住民が相互信頼のもとに協力し合いまちづくりの過程で直面する様々な課題に対し、“人・地域・まち”の役割・連携を重視しながら積極的に取り組んでいくことが大切な要素となります。

新しいまちづくりにおいては、様々な取り組みの中で育まれた多様で優れた人材や地域にある素材を改めて見直し、貴重な地域資源としてまちづくりに総合的に活用することで、本地域のこれからの発展の可能性が無限の広がりを見せてきます。

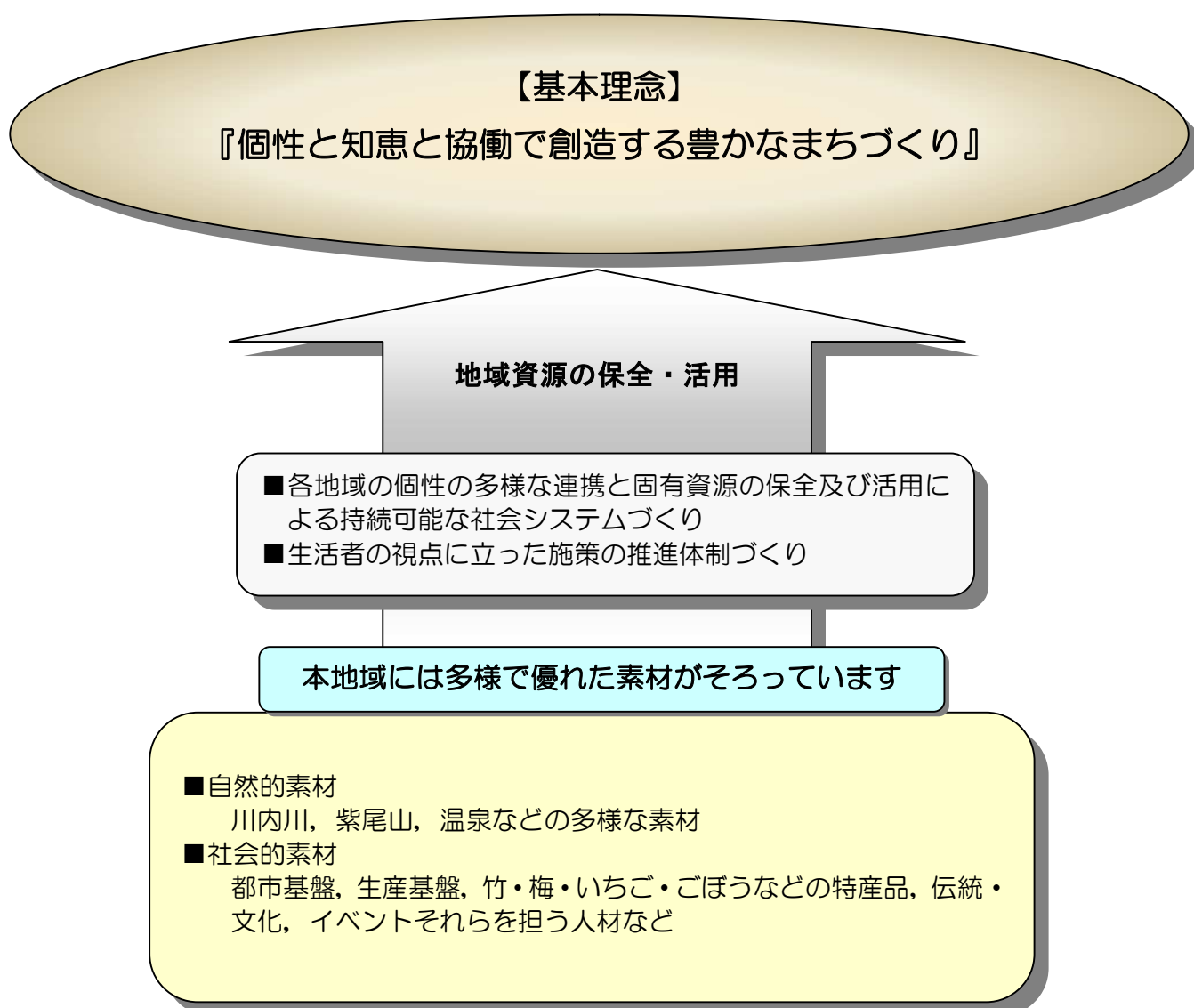
このようなことから、これまで先人たちの手によって培われてきた、伝統・文化などの歴史的資源や温泉、農産物など地域資源に“人・地域・まち”の知恵と工夫を織り交ぜ、様々な組み合わせの協働作業が行われる新しいまちを創造し、幾世代にも渡って引き継がれ永遠に発展していく、

『個性と知恵と協働で創造する豊かなまちづくり』

を基本理念にまちづくりを進めていきます。

そのためには、新町を構成する各地域が長い歴史の中で培われてきたそれぞれの個性を発揮し、それらが多様に連携することによって早期に一体性の確立を図れるよう、町としての総合的な機能を強化するとともに、地域の固有資源を保全及び活用して将来に継承していく持続可能な社会システムを形成していく必要があります。

また、このようなまちづくりを推進していくため、住民が知恵を出し合い主体的に責任を持ってまちづくりを進めることができる仕組みをつくり、住民の多様な意向をくみ取り、ニーズを満足させることができる生活者の視点に立った施策を進める必要があります。



2 新町の将来像と基本目標

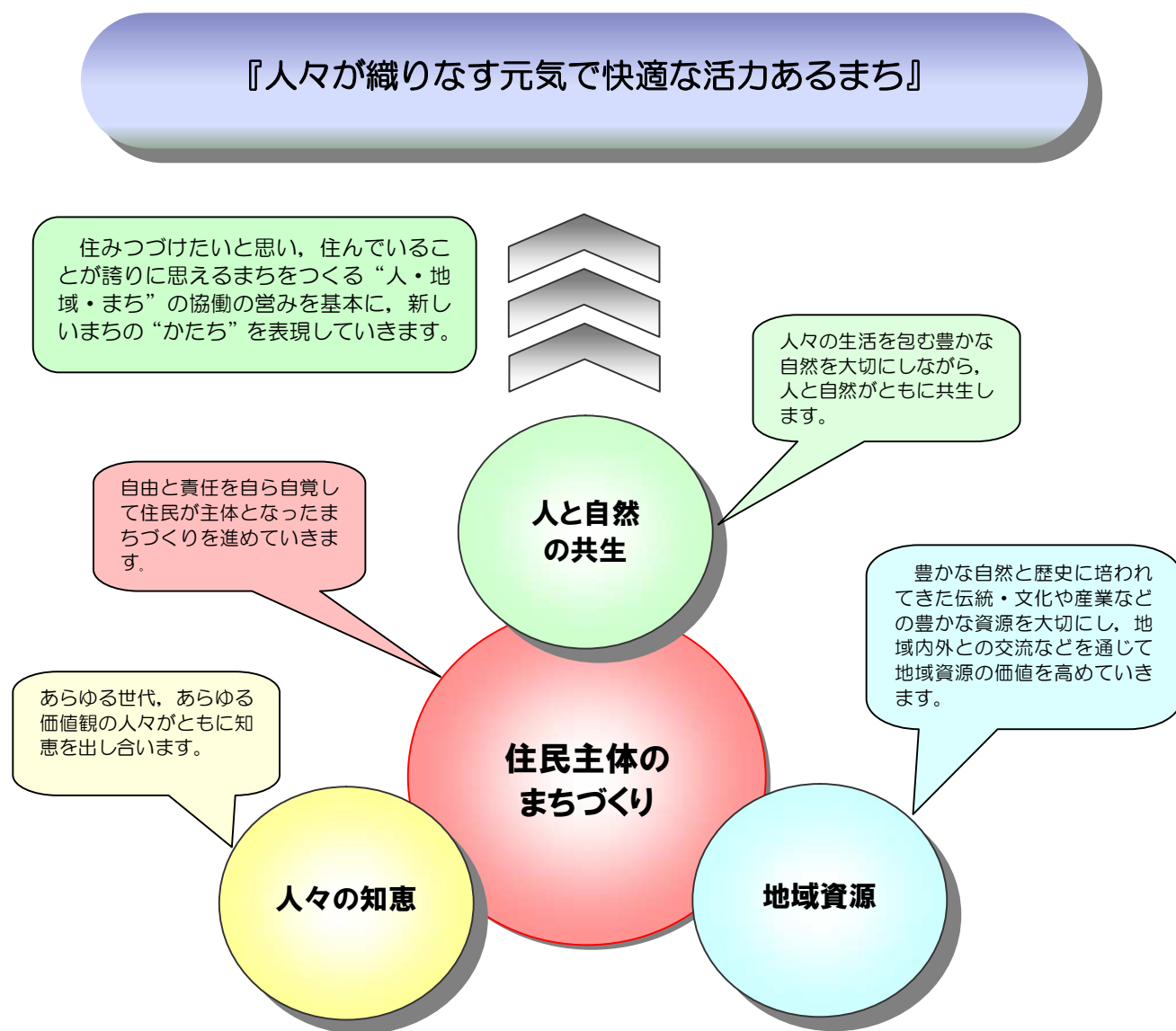
(1) 将来像

将来にわたり、地域資源を積極的に活用するとともに地域内外との相互交流等も視野に入れ、人と自然との共生を通じて持続可能な環境循環型社会システムや産業を創造し、活力あるまちづくりを進めます。

そのために、あらゆる世代、あらゆる価値観の人々がともに知恵を出し合い、共生、交流、協働しながら、しかも、自由と責任を自ら自覚して住民が主体となったまちづくりを進めていきます。

したがって、新町の将来像を以下のように設定します。

【新町の将来像】



(2) まちづくりの目標

まちづくりの基本理念をもとに、本地域の経済社会の抱える主要課題に応えながら、新町の将来像を実現するためのまちづくりの目標を次のような6つの柱によって示します。

まちづくりの目標

- ①豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち
- ②思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまち
- ③教育と文化の薫る生涯学習推進のまち
- ④自然と調和した便利で快適なまち
- ⑤人々の生活視点から創る環境美化のまち
- ⑥住民と行政が協働するまち

①豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち

[農業、林業、水産業、工業、商業、観光などの産業分野]

産業の活性化は、地域経済の振興、就業の場の創出、若者定住など多くの相乗効果をもたらす“まち”の活力の源です。

自然との共生を視点に恵まれた地域資源を核にした産業振興を図るとともに、既存の枠にとらわれない産業への起業化支援を推進します。

農林水産業は、安全・安心を基本に、農畜産物の生産振興を進めながら生産物のブランド化や高付加価値化を図り、生産から販売までを視野に入れた、流通体制の確立をめざします。

また、温泉などの多様な地域資源と連携した農林水産業への展開を図ります。

歴史と伝統ある地場産業は、広域的・総合的な視点に立って他の産業との連携を図り、知恵と工夫により新たな枠組みを構築して振興を図ります。

商業は、消費者が魅力を感じるオンリーワン^{注1)}の商店・商店街づくりを促進するとともに、商業活性化のための施策事業の推進を図ります。

企業誘致については、各地に整備された工業団地への誘致活動を進めながら、企業立地の支援範囲の拡充など必要な対策を検討し、就業の場の創出に努めていきます。

観光については、各地域の観光資源を総合的にネットワーク化し、「食・温泉・体験」をキーワードとした、当地に訪れて心に残る観光演出のまちづくりをめざします。

注1) オンリーワン：ここにしかない、ここだけでしか味わえない。ただ一つの意。

②思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまち

[保健・医療・福祉，人権などの分野]

本格的な少子高齢社会を迎え、介護需要の増大や生活習慣病の増加など疾病構造の変化、家族形態の変容などを背景に、地域住民の保健・医療・福祉に対するニーズは多様化してきており、それぞれのニーズに応じた総合的なサービス提供体制を関係機関と一体となって進めていく必要があります。このための必要な人材の養成・確保や資質の向上など合併のメリットでもある専門性の発揮による、きめ細かなサービスの提供をめざしていきます。

また、これら福祉社会を支える基盤づくりを進めるために、地域福祉計画を策定し、保健・医療・福祉の各分野が連携して、生涯にわたる健康づくりや介護の支援、高齢者・障害者の社会参加の促進、すべての人々の人権が尊重され、偏見や差別のない明るい社会の実現、子どもを産み育てやすい環境の整備など、住民一人ひとりが必要とするサービスを総合的に提供できる体制づくりを進めていきます。

そして、お互いを認め合い、交流や助け合いを通じてみんなが生きがいを持って生きいきと暮らせるまちをめざします。

③教育と文化の薫る生涯学習推進のまち

[教育，文化，コミュニティなどの分野]

住民がそこで生活することに満足感を持ち、希望や生きがいを感じるためには、生活の拠点である地域コミュニティ活動が活発で充実していることが必要です。新しいまちづくりにおいては、自治活動の支援を充実するとともに、まちづくりの基本となる話し合い活動を積極的に進め、公民館などの施設の整備や地域づくり研修会などハード・ソフト両面から地域コミュニティの活性化、自治意識の高揚をめざしていきます。

また、「元気高齢者」、ボランティア、NPO注2)などの人材を有効に活用した生涯学習や文化活動の推進など個人の能力を積極的に活用し、住民の個性を更に伸ばす生涯学習のまちづくりを推進していきます。

教育では、個人の能力を活かし「生きる力」を育成する地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域コミュニティにおける青少年健全育成の推進や家庭教育充実のための研修の機会を設けるなど「学校、家庭、地域そして行政」が連携しながら責任ある活動の展開を図り、将来を担う子供たちの人格形成の場として最もふさわしい環境が整ったまちをめざします。

また、地域情報化の進展とともに情報化社会に順応した人材を育成していくため、効果的な学習プログラムの研究・編成などの学習体制を確立し、住民誰もが気軽に取り組める「IT注3)教育」の推進を図り、地域情報社会の形成をめざしていきます。

注2) NPO：非営利団体，非営利組織の略 「非営利」とは、その団体，組織がサービスを提供した場合に、対価を得て売上げても、そこから経費を差し引いて残った利益を、団体の構成員に分配しないで、次の活動に使うような仕組み 「Non Profit Organizations」

注3) IT：Information Technology（情報技術）の略称で、コンピュータとインターネットを利用した技術を指すのが一般的といわれています。

④自然と調和した便利で快適なまち

[土地利用, 住宅, 交通体系, 都市基盤, 交通防災, 情報通信基盤などの分野]

地域の個性的な資源を生かしながらそれぞれの地域が自分たちの役割を認識し、多様な連携をすることによって、豊かな自然と便利な都市機能が調和したコンパクトでまとまりのあるまちをめざします。

居住環境政策については、生活者ニーズを踏まえた計画的な居住空間の整備を行うとともに、住民に身近な生活道路や主要幹線道路、公園、水道など生活基盤等の条件整備を自然との調和を図りながら進めていきます。

情報化については、行政事務の新たな電子情報化に伴い、役場及び学校、主要公共施設等をネットワークで結び住民サービスの向上を推進するとともに、インターネットを活用した住民に開かれた情報交流の場を設け、地域や学校、個人など多様な情報交流も積極的に進めていきます。

また、風水害や地震、火災、交通事故などの災害への迅速な対応、予防の徹底を図るため救急・消防機能をさらに強化し、地域消防団や警察との連絡体制を再構築することにより、住民が安全で、安心して快適に暮らせるまちをめざします。

⑤人々の生活視点から創る環境美化のまち

[環境保全, リサイクル, 街並み, 環境美化などの分野]

緑豊かな自然の中で、美しい街並みなどを大切にしながら、それを活かすとともに、まちの景観を損なうゴミの投棄や河川汚濁等の具体的改善策の検討、まち全体で取り組む美化対策の推進、四季折々の花々が咲き誇る美しいまちづくりの展開など、生活する視点から環境美化のまちをめざしていきます。

また、ゴミの収集や焼却業務、し尿処理業務については、地域ニーズに的確に対応した施設運営をめざしていきます。ごみ減量やリサイクルなどの推進や地球温暖化物質の排出抑制、省資源や省エネルギーなどの地球環境の負荷に関する意識の高揚、生ゴミ、家畜排せつ物などの堆肥化の推進など、人々の生活と自然環境が調和した持続可能な循環型社会システムのまちづくりを進めます。

⑥住民と行政が協働するまち

[行財政, 住民参加, 男女共同参画などの分野]

まちづくりの推進にあたっては、コミュニティの活性化と住民参画の視点が欠かせない要素となることから、地域コミュニティの活性化支援を進め、計画段階からの情報公開と政策形成過程への住民参画で、様々な事案に対する検証作業を行いながら、住民と行政が共に知恵を出し合い共に協働する、より生活に密着した計画の実現をめざしていきます。

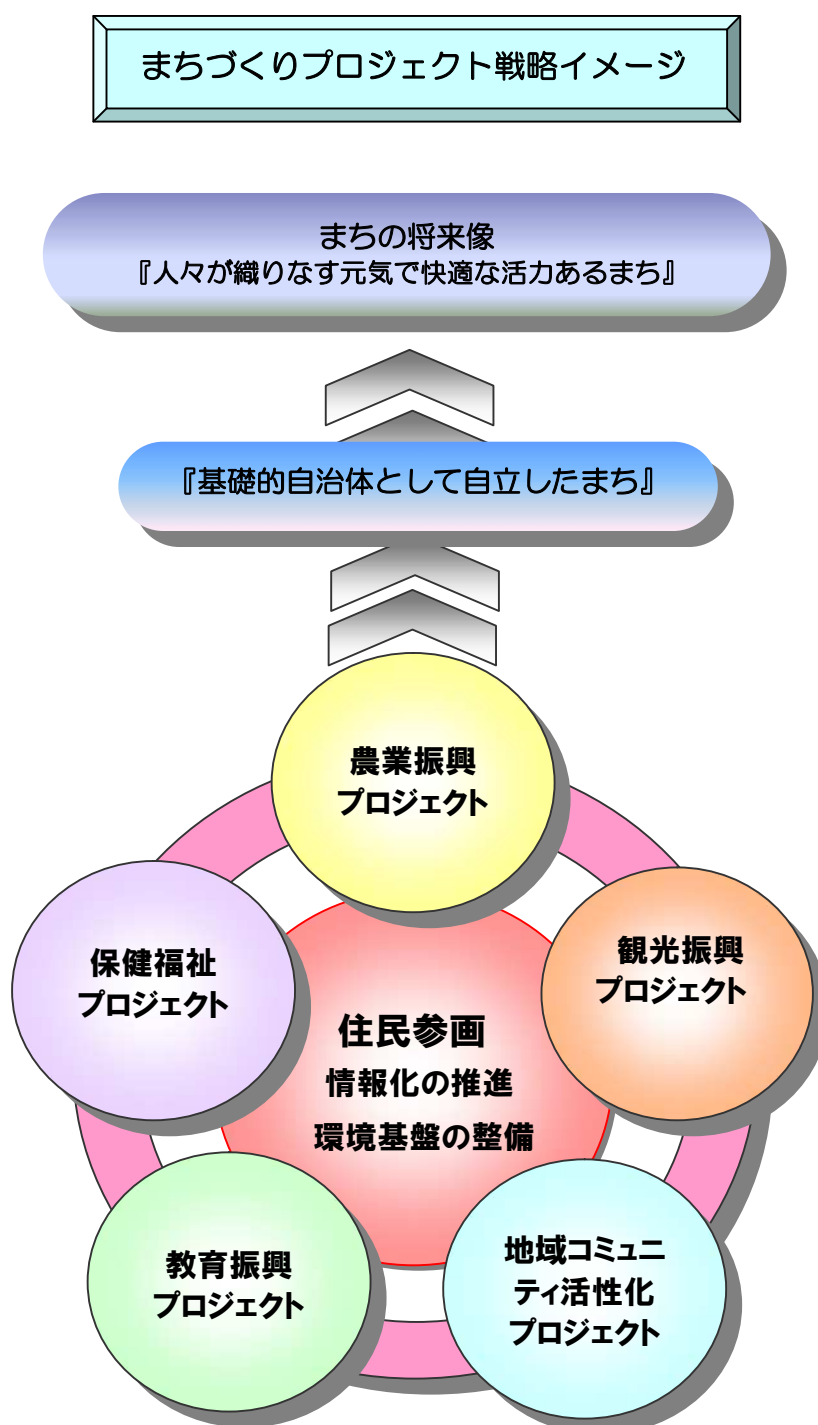
また、複雑で多様・高度化する行政ニーズに適切に対応するため、行政改革への積極的な取り組みや財政基盤の強化など地方分権時代にふさわしい知恵と工夫の結集による行財政運営に努めていきます。

3 まちづくりプロジェクト

新町が誕生し、21世紀に羽ばたく基礎的自治体として成長していくために、この10年間は非常に大切な期間となります。

「個性と知恵と協働で創造する豊かなまちづくり」を基本理念とする新町建設計画に掲げた目標実現のため、この計画期間において、集中した重点的な施策の展開が必要です。

このようなことから、重点的施策について“まちづくりプロジェクト”として位置づけ、そのイメージ及び重点的な施策事業の考え方を次のとおり示し、まちづくりの基盤を強化していきます。



(1) 農業振興プロジェクト

(10年間で形づくる農業の振興)

住民が安全で快適な生活を送るためには、経済の持続的発展と自立が可能となることが非常に重要なことです。

新町には、農業高校や県農業改良普及センター、農業協同組合、農業共済組合、森林組合など農林業関連の関係機関が設置されており、さらには県農林事務所や県耕地事務所も新町に移転設置されることから、なお一層のスムーズな農業振興への取り組みが期待されます。

また、新町の地域資源や地の利、情報の活用、生産・加工技術の向上など町の特性や先端技術を積極的に活用し、新町の基幹産業として自立可能な仕組みづくりをすることが求められています。

このようなことから、新町農業振興のために次の施策を進めていきます。

①町農業基本戦略プランの策定

農業における生産から販売までの総合戦略プランを策定し、これに基づく実践体制を整備するとともに、この10年間で新町における地域農業のブランド化を確立していきます。

②地域農業のブランド化

畜産と連携した有機栽培の奨励や土づくりを推進するとともに、農産物の生産、加工、流通等の履歴等を明確にしたトレーサビリティ^{注4)}の拡充により、安全・安心な農産物の生産を通じ、地域農業のブランド化を推進していきます。

③農産物高付加価値化の推進

消費者ニーズに対応した新たな農産物加工品開発による農産物の高付加価値化や販路の拡大等関係機関との連携を視野に入れた加工施設の整備を進めます。

④情報化に対応した農業の展開

町における電子情報化に併せ、農業関連の情報発信とともに生産物や加工品など電子商取引サイトの開設による、生産者と消費者の直接取引を支援していきます。

また、地域特産品販売所と連携した生産販売農家のホームページ開設を支援し、積極的な情報発信を促進するとともに利用者へのダイレクト情報の提供等による販売戦略の展開を図っていきます。

⑤関係機関が一体となった農業支援体制の確立

町・県、農協など関係機関が一体となって、地域営農の仕組みづくり、生産技術開発等による所得向上、担い手や新規就農者を育成するための支援制度などの総合的支援対策の確立をめざします。

注4) トレーサビリティ：食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡できるようにすること。

(2) 観光振興プロジェクト

(地域資源を活用した観光のまちづくり)

本地域には、北部に標高 1,067mの原生林生い茂る紫尾山があり、これから分岐する緑深い山々、紫尾温泉、宮之城温泉など良質で豊富な温泉群、ほぼ中央を東西に横切る南九州一の大河である川内川、その流域に広がる広大な農地など豊かな自然環境に囲まれた地域であり、都市では味わえない「山」「川」「温泉」「食」の自然の恵みを体験できるゾーンを形成しています。

また、国道3路線（267号、328号、504号）が交差する北薩地域の交通の要衝であることから、新町と主要都市間をつなぐ広域交通基盤の整備による交流人口の増大に伴い、自然を利用した滞在型観光交流拠点としての地域の更なる発展が期待されます。

そのため、県の長期計画「21世紀新かごしま総合計画」にその推進が位置づけられている「奥薩摩・水と緑の郷づくり構想」や「川内川アクアフロント構想」を背景とした新町における「観光推進基本計画」を策定します。

①町観光推進基本計画の策定

本地域が持つ豊かな資源、温かな心を活かしながら、地域の魅力を最大限発揮し、地域が活性化し発展していく仕組みづくりとして「観光推進基本計画」を策定します。その中では、例えば以下に示すような大人を対象とした「奥薩摩いやしの郷構想」、子供を対象とした「元気いっぱい自然体験楽習村」のプロジェクトなど、より具体的構想を検討し、必要なソフト及びハード両面からの整備を推進しながら、地域資源のネットワーク化による一層の観光振興を図っていきます

(1)「奥薩摩いやしの郷」構想の推進

本地域の特色である良質の温泉を基軸に豊かな自然を活用した「奥薩摩いやしの郷」を構築します。

都市では味わえない自然体験、農業体験などとの組み合わせや医療、福祉、スポーツなどの様々な分野での心と体をいやす温泉の活用を図ることにより、奥薩摩の滞在型温泉観光拠点としての構築を図るとともに住民や周辺市町村から訪れる人のいやしと健康づくりの場、交流の場の拠点として位置づけていきます。

(2)「元気いっぱい自然体験楽習村」構想の推進

本地域は、みどり豊かな紫尾山や南九州一の大河である川内川、その流域に広がる田園地帯など自然環境に恵まれた地域です。

このような環境の中で、豊かな人間性を培う自然体験教育の場として、川に親しむ体験イベントや体験農業、森づくり活動など四季を通じた自然体験学習プログラムや推進体制の整備を図り、子供たちやファミリーを対象にしたアドベンチャー体験空間として位置づけていきます。

(3) 保健福祉プロジェクト

(地域が支える温かい福祉のまちづくり)

住民の健康増進に対する関心の高まりや疾病構造の多様化に対応していくため、保健・医療・福祉サービスの充実や効率化を進めます。

また、高齢化の進行や核家族化に伴う多様なニーズに的確に対応するため、福祉行政の一元化・総合化による住民福祉の一層の向上に努めるとともに、高齢者・障害者をはじめ、それぞれの状況に応じたケアや支援が可能となるよう、人的資源の活用を図りながら、地域や社会福祉協議会、各種関係機関と連携を深め、誰もが幸福でいきいきと生活できる地域社会をめざします。

① 健康づくりの推進

健康づくりは、生活習慣病の予防及び要介護状態となることへの予防など、正しい知識の普及と「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期から健康の保持・増進を図ることが重要です。

このような個人の健康管理や食生活改善に加え、保健センター、既存温泉施設等を活用した健康づくりなど、住民と行政が一体的に取り組む新町健康づくり計画を策定し、保健・予防など様々な角度から捉えた健康づくりシステムを構築していきます。

② 生きがい対策の推進

地域住民が生きがいをもち、住み慣れた地域でいきいきと生活できる活力ある社会をめざすため、在宅・施設における介護サービス基盤の充実に加え、声かけ運動等により地域ぐるみで福祉体制の確立を図ります。

また、「ふれあい・いきいきサロン」注5)等の設置により、悩みの解消や仲間づくり等、生きがい対策を推進します。

③ 保健・福祉組織の充実

「高齢者や障害者にやさしいまちづくり」を推進していくため、各種サービスやニーズ等の情報交換を行う組織の充実や関係機関の連携を強化します。このため「地域ケア会議」注6)等の機能を充実し、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、一人暮らしの高齢者が増加してくる中で、情報化システムを活用した情報の提供や地域保健福祉ネットワークを広げた安否の確認など、地域が支える温かい福祉の町を推進します。

④ 子育て支援の推進

少子化の進行や就労形態の多様化、子どもを取り巻く環境の変化等により、子育てに関する悩みや負担は依然として多く、併せて出生率も低下していることから、次世代育成支援対策行動計画に基づき、子育てを支援する保育所や子育て支援センター、放課後児童クラブなどの機能を拡充し、個別相談の充実を図るなど子供を産み、健やかな子育てができる環境の整備を推進します。

注5) ふれあい・いきいきサロン：地域の集会場等を利用し、閉じこもりがちな高齢者等に、様々なサービスを提供する事業。スタッフは全てボランティア。

注6) 地域ケア会議：高齢者等に対して、その生活支援のための保健・福祉サービスに必要なケア計画の立案と、寝たきり状態や重度化することを予防することを目的に協議する会議。

(4) 教育振興プロジェクト

(生涯学習社会の実現と学校教育の振興)

21世紀は、地域の資源やそれを活用する住民の知恵が豊かさを生み出す時代として、これまで以上に地域の文化や地域の教育力が重要視されています。

そのため、一人ひとりの個性を伸ばしながら、自らの課題や地域の課題に果敢に挑戦する人材の育成とそのための条件整備が求められています。そこで新町においては、人々が生涯にわたっていつでも、好きなときに、自主的に学習することができ、その成果が活かされる生涯学習社会の実現をめざします。また、生涯学習の基礎となる「自ら学ぶ意欲や関心を高める力」を身につけた児童生徒を育成するために、学校教育の充実を図ります。

① 生涯学習の推進

自ら主体的に学ぶことのできる多様な学習体系を備えたまちづくりをめざします。生涯学習を通じて住民一人ひとりが課題を克服し、生きがいを見つける機会の拡充やこれらを総合的に推進するための拠点施設の充実を図ります。また、自ら学んだ成果の発表の場、機会を設け学習のさらなる向上をめざしていきます。

指導者人材バンク等を創設し、学んだ成果を活かす場の提供として講座、学習会等への講師派遣など人材育成と併せた生涯学習へと取り組みを進めていきます。

② 学校教育の振興

(1) 新町学校教育基本方針の策定

町における教育ニーズの把握を行い、新町の学校教育の基本方針を定めます。これに基づく実践プログラムを作成し、知育・徳育・体育のバランスの取れた特色ある教育の振興をめざします。

(2) 情報教育の充実

高度情報化社会への対応として、情報を効果的に活用することで問題解決を図ることができ、人材の育成を行うために、各小中学校のコンピュータの高度化や学校間ネットワーク化の推進、コンピュータ指導者の養成・派遣など実践へ向けた取り組みを早期に進めていきます。

(3) 通学区域の調整

新町における通学区域の調整を地域やPTA等との意向を踏まえながら早期に検討します。

(4) 地域に開かれた学校づくりの推進

町教育委員会定例会の協議内容や教育の現状を広報紙等を通じて周知し、住民と共に学校教育を考える機会を設けます。

地域にある史跡など訪ね、地域の知恵・技術に触れる機会を設け、地域への歴史や伝統、文化に対する誇りと愛情を育成するために、地域の人々との交流を促進します。

(5) 地域コミュニティ活性化プロジェクト

(住民参画による活力あるまちづくり)

元気で活力があり豊かさを実感できる町は、それを構成する地域が元気でなければなりません。地域の元気は、そこに住む人々が話し合い活動を進めながら、相互に協力し、様々な取り組みを進める中において生まれてきます。

地域の個性を磨きながら、魅力を高めていくことが必要であり、そこから地域への誇りと自信に満ちた自立的な地域づくりへと活路が見出されてきます。

今後、過疎・高齢化社会の中で、地域コミュニティの維持、活性化については、新しいまちづくりの主要課題として、積極的に取り組んでいく必要があります。

① コミュニティ活動の活性化

地域づくりは、住民の積極的な提言や意見を幅広く取り入れながら、住民と行政の協働によって進めていくことにあります。

このため、住民自らが自覚と責任に基づくまちづくりへの気運を高め、組織への支援や機能再編・充実を図る等、自治組織の活性化を図ります。

また、生活行動範囲の拡大や価値観の多様化、核家族化の進展など、住民のライフスタイルが大きく変化している中で、住民相互の連帯意識の醸成を図り、住民の創意を生かした自主的・主体的なコミュニティ機能を充実するため、地域における特色ある地域活動を積極的に推進します。

② 地域の人材活用

住民が地域に誇りと自信をもち魅力ある町を創造していくためには、地域の貴重な歴史・文化・自然・人材を資源として再認識し、後世へ引き継ぐことが肝要であり、このため各地域における様々な分野の指導者(町の達人)や地域リーダーの活用を図り地域振興を推進します。

③ 定住対策

少子高齢化の進行に伴い、地域産業を担う労働力の減少や自治組織力の低下、地域文化の衰退等、各分野において後継者不足が深刻な問題となっています。このため、住民の住環境に対するニーズや人口の推移を的確に把握し、道路や住宅団地などの住環境整備をはじめ、雇用拡大の施策等を推進しながら積極的に定住促進事業の展開を図っていきます。

④ 男女共同参画

男女が等しく社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる社会づくりをめざして、男女共同参画プランを策定します。

また、すべての人々が、その人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できるよう、ジェンダー^{注7)}にとらわれない社会づくりのために、意識啓発活動を展開します。

注7) ジェンダー：生物学的な性別を示すセックスに対して、社会的・文化的に形成されてきた性別を示す概念。

4 地域におけるまちづくりの方向

本地域は、北東から南西にかけて地域のシンボルである川内川が貫流し、その流域に農地や市街地平野を形成しています。平野部の周辺はみどり豊かな山林の自然環境に囲まれた地域です。

この自然環境を背景に、山間部の豊富な森林資源や川内川の大河がもたらす肥沃な耕地を活かした農林業、観光・レクリエーション資源や歴史・文化遺産を活かしたまちづくりが展開されています。

また、主要都市へ通じる国道 267 号、328 号、504 号など広域交通基盤が市街地を中心として放射状に整備され、産業の展開や地域発展のための動脈となっています。

このような特性を活かし将来にわたり発展していくため、基本となる地域拠点を中心に以下の基本軸及び各分野の連携軸とを組み合わせた地域の活性化を推進していくものとします。

(1) 基本軸

①生活・交流軸

本地域内における諸活動の軸として機能している国道 267 号、328 号及び 504 号は、本地域の“人・モノ・カネ・情報”の動脈として重要な路線であり、地域高規格道路の整備に関連した交通網の整備も予定されることから、ますます地域活性化の重要度を高めていくものと期待されます。併せて、今後、住民の生活動線の確保や地域内外交流の活性化のため、これら主要路線とをつなぐ県道や町道の主要幹線道路の整備も計画的に進めていくものとします。

生活・交流軸は、質の高い街路空間の創出、さまざまな交通機関を円滑に処理する交通機能の確保、軸にふさわしい沿道景観など、本地域の個性を感じる魅力と賑わいのある空間として整備を進めます。

②地域振興軸

新町における行政活動の地域拠点として旧町の役場を位置づけ、その地域拠点と各区公民館、自治公民会組織との連携をより密接にし、話し合い活動等を積極的に進めながら、各種地域活性化施策を推進して住民のコミュニティ機能を一層高めていきます。また、行政サービスに関する地域拠点間をネットワーク化し、住民が、いつでも、どこでも、サービスを平等に享受できる体制を整えていくものとします。さらに、各地域拠点を中心にこれまでの主要施設も機能的にネットワーク化し効率的でかつ効果的なサービス提供をめざしていきます。

(2) 連携軸

地域がもつ特徴を基本軸と連携しながら有機的に結び、地域活性化をなお一層促進し、相乗効果として町全体の活性化へと発展していくよう取り組みを進めていきます。

①観光連携軸

豊富な温泉と宿泊施設の連携、レクリエーション施設、祭り・イベント、特産品販売所、観光農園など有機的に結びつけた“観光連携軸”の創出をめざします。さらに「食・体験・地域文化」を取り入れたソフト開発も積極的に連携軸に取り入れていきます。

②生産販売連携軸

豊富な資源に育まれた特徴ある農林産物の生産体制を確立し、各地域の知恵と味を取り入れた製品開発を促進します。各地域にある特産品販売所や商店街と連携した販売体制の構築をめざすとともに、これを基点に都市部などの消費地への販売戦略及び販売体制の確立を進めていきます。

③福祉増進連携軸

各地域にある保健センター等を拠点に、町民の健康づくりネットワークを構築していきます。

保健センター及び地域拠点間の情報交流を活発にしながら、地域健康づくり推進団体等との連携を図り健康増進軸をより強固なものへと図っていきます。また、地方拠点を中心に地域自治公民会や民生・児童委員、地域ボランティア等との連携を図り、福祉対策の拡充をめざしていきます。

(3) 地域づくりの方向

宮之城地区

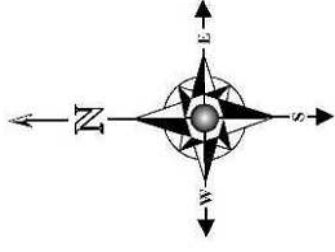
- * 新町の行政、生活機能及び交通の中心としての市街地の形成
- * 農林業の推進（園芸作物、高齢者農業の推進）
- * 既存産業の振興と居住環境のバランスのとれた生活環境の整備
- * 県立北薩広域公園の整備促進など

鶴田地区

- * 温泉と観光農園、特産品販売所との連携
- * 川内川を中心とした奥薩摩構想の推進
- * 農林業の推進（園芸作物、高齢者農業の推進）
- * 温泉を活用した健康づくりの推進など

薩摩地区

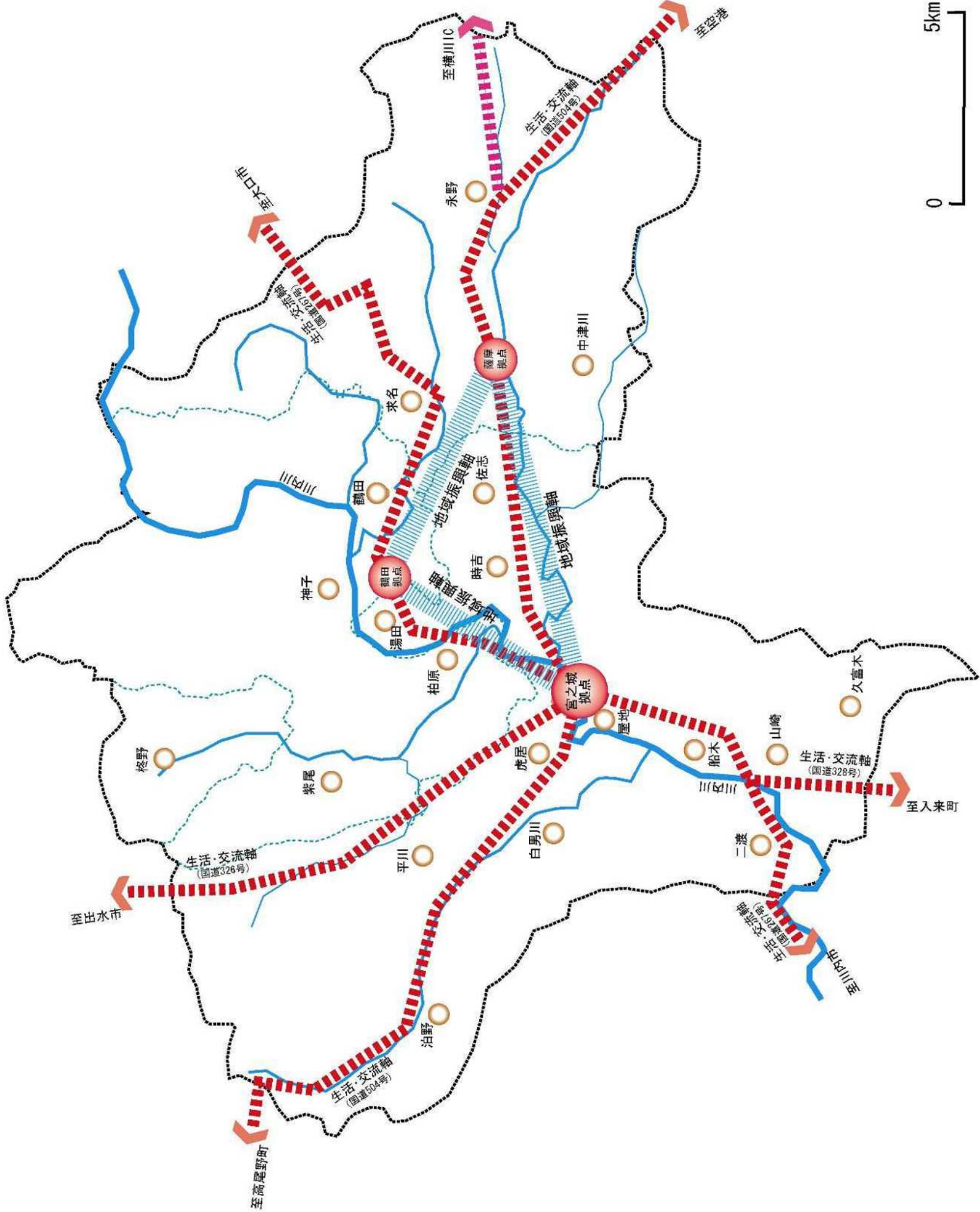
- * 幹線道路網の整備による交通体系の確立
- * 農林業の推進（梅の2次加工施設の整備）
- * 地域保健福祉関連施設の充実
- * ガラス工芸の推進とまちづくり施策への展開など

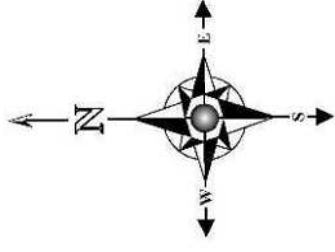


地域における
まちづくりの方向
《基本軸》

凡例










-  生活交流軸(都市軸)
-  地域振興軸(拠点連携軸)
-  都市中心拠点
-  生活・文化拠点

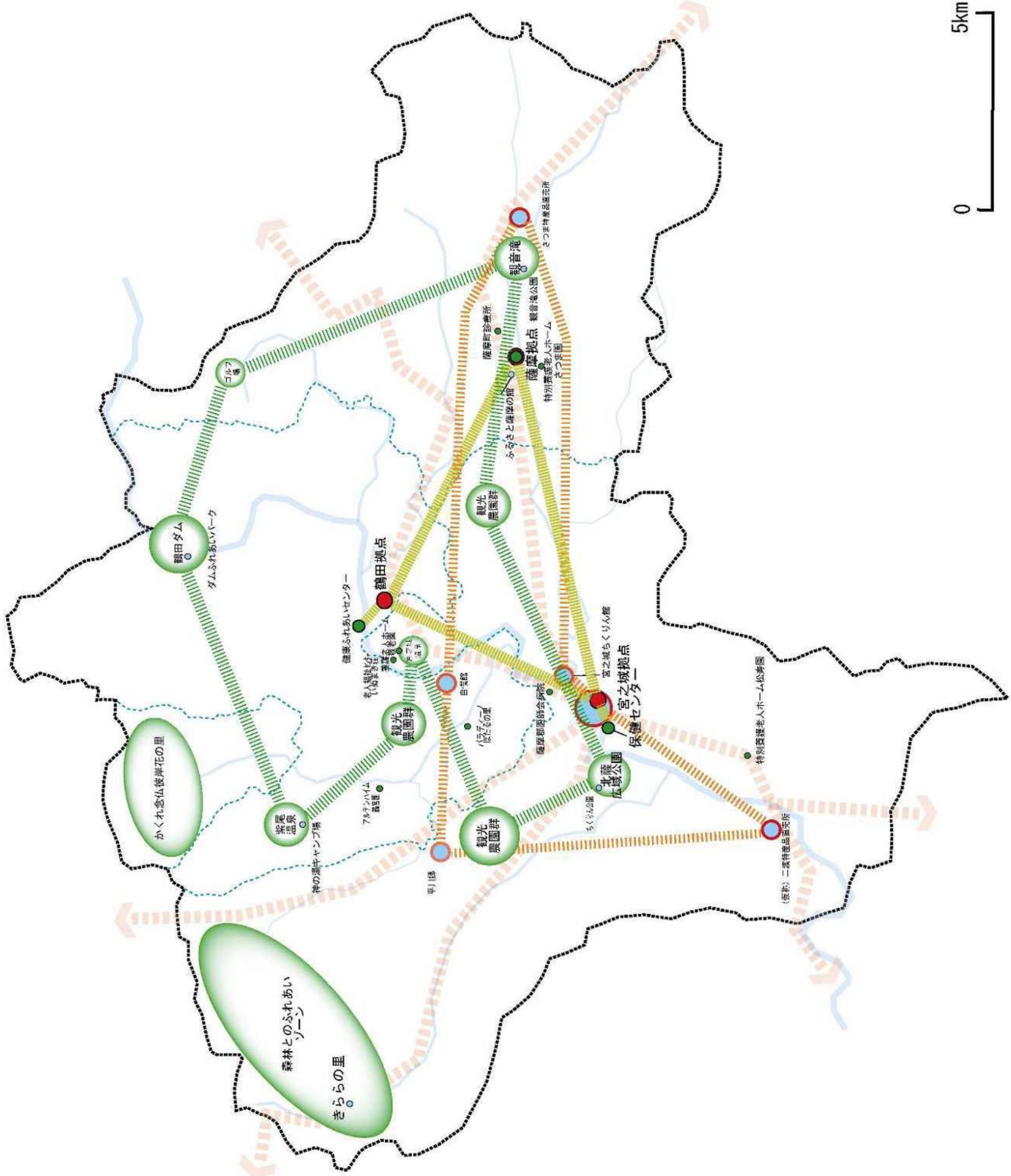




地域における
まちづくりの方向
《《連携軸》》

凡 例

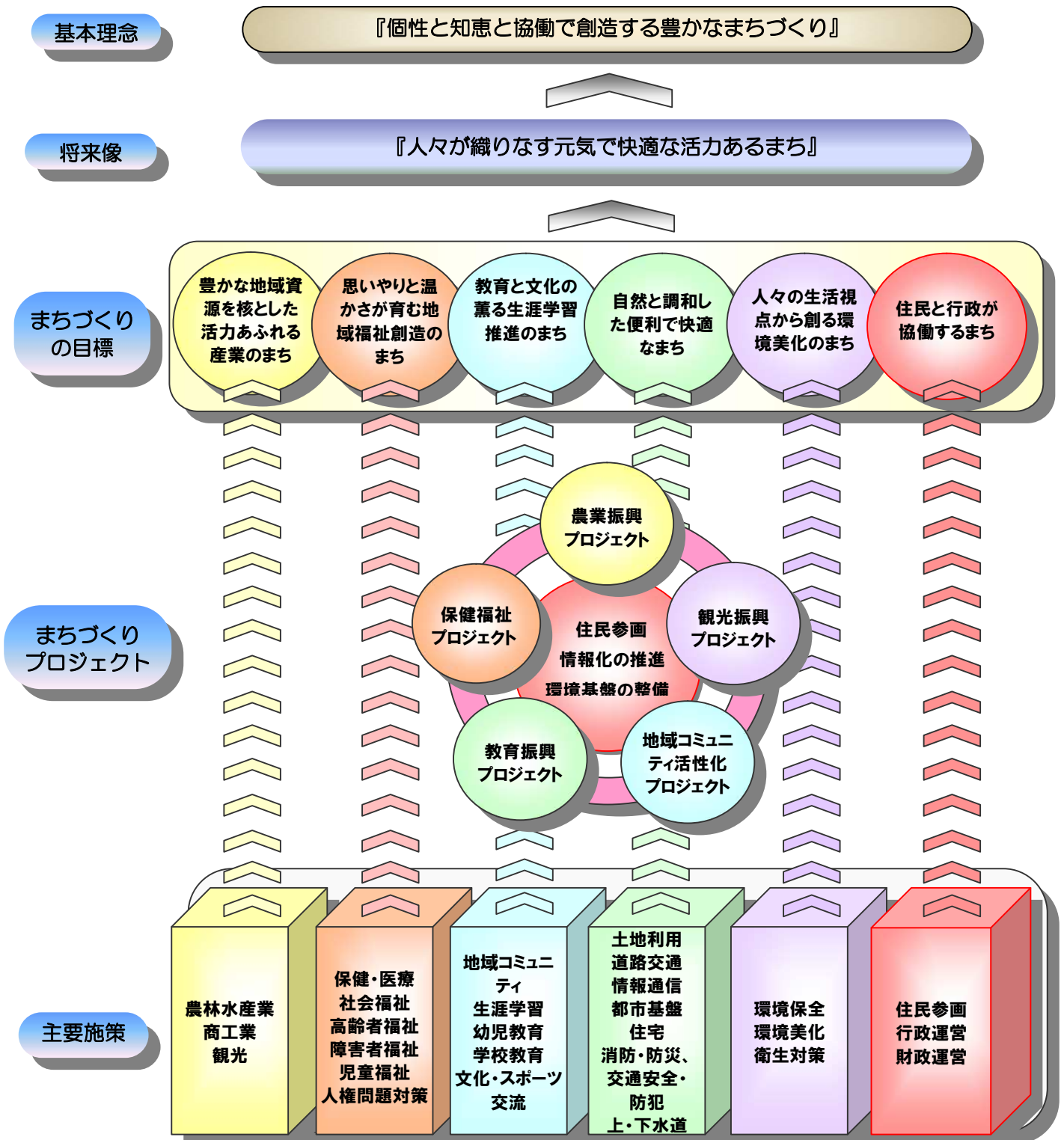
-  観光連携軸
-  生産販売連携軸
-  福祉増進連携軸
-  観光・レクリエーション拠点
-  観光施設
-  特産品販売所
-  保健医療福祉施設
-  地方拠点
-  生活交流軸(都市軸)



1 施策の体系

新町の将来像である「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」を実現し、新町の速やかな一体性の確保を図るために、新町建設における6つのまちづくりの基本目標に基づき、次のような施策展開を図っていきます。

《施策の体系》



2 分野別施策・主要事業

(1) 豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち

① 農林水産業

農林水産業の振興を図るため、地域の資源・特性を活かしながら、圃場整備や農林道の整備など生産基盤の条件整備を進め、重点作目や土づくりを推進し、地域農業のブランド化や加工施設の整備等による高付加価値農林業の取り組みを進めます。

また、国・県等の補助事業を導入し、コスト意識の高い農林業生産の普及を進め、情報発信による市場開拓など生産・流通・販売体制の確立・強化を図っていきます。

鳥獣被害対策や水産資源の拡充策等についても、地域や関係機関・団体との連携を図りながら進めていきます。

② 商工業

商店、商店街の振興については、住民が利用しやすい環境整備とともに、空き店舗対策や特色ある商店街活動を促進し、そこにしかない個性的で魅力ある商店の創出や商業環境の整備をめざしていきます。スタンプ事業を積極的に進め購買対策を更に促進していきます。

製造業の振興については、企業誘致や地場産業の推進を図りながら、いわゆる産・官・学の連携を構築し、地元ならではの技術研究開発の取り組みを進めていきます。

また、情報機能の強化を進め、商品の付加価値を支える情報発信の展開を図っていきます。

③ 観光

観光は、恵まれた地域資源をもとにイベントや祭りなどを組み合わせた取り組みに加え、産業や体験、食を絡めた総合的観光メニューの確立を推進体制の整備とあわせて進めていきます。

また、特産品や食への研究開発を促進し、個店をはじめ特産品販売所など店先の情報発信に加え、情報通信機能を活用した情報提供を積極的に推進していきます。

そのため、新町における「観光推進基本計画」を策定します。

【主要事業】

農林水産業	町農業基本戦略プランの策定 (農業振興プロジェクト) 特産品開発助成事業 (農業振興プロジェクト) 農産加工施設整備事業 (農業振興プロジェクト) 資源循環型畜産確立対策事業 森林整備事業 農林道の整備事業 農業後継者等就農支援制度事業 認定農業者支援対策事業 鳥獣等被害防止事業 内水面漁業の振興
-------	--

農林水産業	<p>中山間地域総合整備事業 [県事業] 農道整備事業（広域，一般，農道環境） [県事業] 市町村合併支援農道整備事業 [県事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮之城町時吉地内 ・ 薩摩町永野西部 ・ 薩摩町中津川地域 ・ 鶴田町鶴田大平地内 <p>林道事業・森林居住環境整備事業・フォレストコミュニティ総合事業（鶴田町神子地内） [県事業]</p> <p style="text-align: right;">など</p>
商工業	<p>企業誘致推進事業 中心市街地活性化対策事業 中小企業振興資金融資事業 商業地域活性化事業</p> <p style="text-align: right;">など</p>
観光	<p>町観光推進基本計画の策定 (観光振興プロジェクト) 体験型観光推進事業 (観光振興プロジェクト) 観光公園等整備事業 地域イベント推進事業 広域観光ネットワークづくり推進事業</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(2) 思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまち

① 保健・医療

住民が健やかで心豊かに過ごせるよう健康意識の醸成とともに、地域ぐるみの健康増進活動など、共に支える体制や社会環境を整えていきます。

このために、「健康日本21」プランを基本にした“新町健康づくり計画”を策定し、行政や医療機関、地域などの関係機関と住民総ぐるみのいきいき健康づくりのメニュー化を進めていきます。保健センター等を拠点に、住民が身近なところで、健康診査、健康相談を受けられるよう体制の整備を図っていきます。また、地域の健康づくり活動を推進する人材の育成、マンパワーの確保に加え、地域住民の健康づくり推進のための情報提供などを積極的に進めていきます。

② 社会福祉

生涯にわたり安心して生活できる地域社会の実現を図るため、行政、社会福祉団体・施設、医療機関、ボランティアなどとの連携のもとに地域保健福祉システムの整備を進め、心の通う福祉社会づくりを目指していきます。

③ 高齢者福祉

高齢者が安心して暮らせる地域社会の実現や社会の担い手として活躍するなど、生きがいつくりと社会貢献活動の場の創出に努めていきます。

また、一人暮らしの高齢者や要介護高齢者などの在宅生活を支えるために、地域の声かけ運動の推進や高齢者が集える場、機会づくりに努めるとともに在宅サービス及び利用者本位の介護サービスの提供が受けられるような施策の展開を関係機関と一体となって進めていきます。

④ 障害者福祉

障害者が障害のない人と等しく生活し活動することを自然なこととする“ノーマライゼーション”注8)の思想を広め、障害者に対する正しい理解と認識を深めるとともに、地域環境のバリアフリー化注9)を進め、地域社会の構成員としての積極的な社会参加や交流を促進します。

また、相談窓口の充実と障害に応じたサービスの提供が受けられるとともに、障害者自立支援事業の推進に努めていきます。

⑤ 児童福祉

保健・医療・福祉・教育の関係機関との連携を強化し、安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。子どもの創造性や道徳心、自主性を育むために、図書館等を基点にした活動の取り組みを進めていきます。また、子育て支援の観点から放課後児童クラブや子育て支援センターなどの機能充実にも努めていきます。

注8) ノーマライゼーション：高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きる社会こそ、ノーマルであるという考え方
注9) バリアフリー：障壁を取り除いた。不便さをなくす。

⑥ 人権問題対策

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題への正しい理解と認識を図るため、学校や家庭、地域、職場など様々な場における、各種啓発活動の充実、人権教育などの人権に関する取り組みを推進します。

【主要事業】

保健・医療	新町健康づくり計画策定事業（保健福祉プロジェクト） 温泉活用型健康づくりの推進（保健福祉プロジェクト） 地域医療体制の充実 老人保健事業の推進 母子歯科保健事業 など
社会福祉	町社会福祉協議会の充実 ボランティア活動推進事業 社会福祉啓発運動の展開 地域保健福祉システム推進事業 など
高齢者福祉	高齢者ふれあいサロン事業（保健福祉プロジェクト） 近隣保健福祉ネットワーク推進（保健福祉プロジェクト） 地域ケア会議等の充実（保健福祉プロジェクト） 寝たきり、痴呆性高齢者等要介護者援護対策の推進 福祉給食サービス事業 シルバー人材センター支援事業 介護予防・地域支え合い事業 在宅介護支援センター運営事業 など
障害者福祉	身体障害者・知的障害者・障害児支援費支給事業 精神障害者居宅生活支援事業 など

児童福祉	地域子育て支援センター事業 (保健福祉プロジェクト) 放課後児童健全育成事業 (保健福祉プロジェクト) 子どもにやさしい町づくり事業 (保健福祉プロジェクト) 休日・延長保育等特別保育事業 など
人権問題対策	人権教育推進事業 人権相談推進事業 など

(3) 教育と文化の薫る生涯学習推進のまち

① 地域コミュニティ

区公民館自治組織を中心に地域活動運営主体組織の再生強化を進め、地域自治組織活動に対する支援制度を充実し、自覚と責任、自信と誇りに満ちた地域づくりを推進していきます。

地域自治活動を活性化するため、地域座談会や研修会、交流等を通じた地域リーダー等の育成や各地域の様々な取り組みの情報交流を図り、より充実した地域活動を促進するとともに、学校・家庭・地域の連携を密にし、地域住民自らの地域づくりへの参画意識の醸成に努めていきます。

② 生涯学習

“まちづくりは人づくり”の思想のもと、まちづくりのための人材育成、住民自らのための自己実現の観点から自らが主体的に学ぶことのできる多様な学習体系の整備やこれらを推進する体制づくりを全町的な立場で進め、これらを総合的に推進するための拠点施設の整備充実を図っていきます。

指導者人材バンク等を創設し、自ら学んだ学習成果を発表する場、機会を設け学習の更なる向上をめざしていきます。

③ 幼児教育

幼児期は、生涯の人格形成において貴重な時期であることから、家庭での教育力を再生させるための子育て学級や相談窓口の開設など関係機関と連携して進めていきます。

また、“マタニティ教室”や“お話の部屋”など誕生前から誕生後の母子の健康教育や情操教育の機会を積極的につくるとともに、これらを推進する人材を生涯学習等を通じて育成し、学ぶ側から推進する側へといった、循環システムを確立していきます。

④ 学校教育

将来を担う子どもたちを健やかに育てるため、新町学校教育基本方針を策定し、知育・徳育・体育のバランスのとれた子どもたちを育成していきます。

また、子どもたちの情報活用能力を育成するため、情報基盤の整備やネットワーク化などのハード整備や指導者養成、派遣などのソフトの条件整備を図っていきます。

地域に開かれた学校づくりを推進していくために、学校及び教育委員会の情報公開を積極的に進めるとともに、地域との交流促進や学校自由参観の開設など具体的な取り組みを検討していきます。

⑤ 文化・スポーツ

地域の文化資源の掘り起こしを行い、全町的な整理をすることにより、改めてその価値を見直す機会を設けていきます。それらの地域資源をネットワークで結び、標示・案内標識等を整備し、歴史と文化の薫るまちづくりを進めていきます。

本地域は、文化・スポーツ活動が盛んであり、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の推進、スポーツ合宿、各種大会などの誘致活動を推進するとともに、その受け皿となるコン

ベンション 注10) 組織等の充実を図り、あわせて総合運動公園等スポーツ施設の整備に努めていきます。

⑥ 交流

情報化、国際化の進展により、国内外の交流が活発化する中において、本地域においては、地域の特色を活かした地域間交流をはじめ、国内外の交流など文化、スポーツ、イベント、観光を通じた多様な交流の機会づくりを促進していきます。また、その交流した人々のネットワークをつくり、リピーター 注11) の獲得やその波及効果の拡大を目指す取り組みを進めていきます。

注10) コンベンション：集会、代表者大会など特定の目的で多数の人が集まること。

注11) リピーター：飲食店や宿泊施設などで、繰り返し利用してくれる客。

【主要事業】

<p>地域コミュニティ</p>	<p>区公民館運営支援事業 (地域活性化プロジェクト) 公民会組織運営支援事業 (地域活性化プロジェクト) 地域活動支援事業 (地域活性化プロジェクト) 地域づくり座談会等の開催 (地域活性化プロジェクト) まちづくり出前講座の開講 (教育振興プロジェクト) コミュニティ活動の情報提供及び相談体制の整備 公民館施設整備など地域拠点施設の整備支援 など</p>
<p>生涯学習</p>	<p>生涯学習推進事業 (推進体制の確立、学習体系の整備、指導者・講師の育成など) 生涯学習拠点施設の整備充実 など</p>
<p>幼児教育</p>	<p>母子すくすく健康づくり事業 幼稚園就園奨励事業 など</p>

<p>学校教育</p>	<p>新町学校教育基本方針の策定（教育振興プロジェクト） 地域に開かれた学校づくり推進事業（教育振興プロジェクト） 情報化教育推進事業（教育振興プロジェクト） 通学区域の調整（教育振興プロジェクト） 小・中学校再編準備事業 学校教育施設・設備整備充実事業 「心の教室相談員」配置事業 外国語指導助手招致事業</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>文化・スポーツ</p>	<p>文化財保護事業 歴史資料保存施設の整備 埋蔵文化財発掘調査事業 地域文化伝承推進事業 スポーツ・レクリエーション推進事業 文化・スポーツコンベンション推進事業 スポーツ施設整備事業</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>交 流</p>	<p>地域文化交流促進事業 交流施設・設備整備事業 青少年海外派遣促進事業 国際交流推進事業 インターネット活用情報交流の促進 交流情報紙等発行の促進</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(4) 自然と調和した便利で快適なまち

① 土地利用

土地は住民が、自然的・社会的・経済的及び文化的な生活を営む上で、貴重な資源であることから土地の高度利用を図るため、地籍を明確にし、市街地、農林業振興地、自然等との調和を図りながら土地利用の促進を図っていきます。

② 道路交通

まちの振興、発展を支え、住民生活の利便性の向上や産業活動の活性化を図る上で、重要な道路は、年次的・計画的な整備を推進していきます。特に、合併に伴う地域間を結ぶ主要道路の整備を進めていきます。

国・県道の整備については、地域高規格道路（北薩横断道路）の整備促進を積極的に働きかけるとともに、主要幹線道路の整備促進に努めていきます。

これまで整備された道路管理については、住民協力のもと適切な道路管理を進めていきます。

地方交通については、路線バスの維持存続に努めるとともに、地域内循環交通についても、効果的手段の検討を行いながら整備に向けた取り組みを行っていきます。

③ 情報通信

情報化基本計画に基づき、情報基盤整備を進めながら、既存の住民生活ニーズに対応する行政サービス情報の充実や住民サービス、活動を促進する新たなシステムの開発等を行っていきます。

また、行政の情報化を進めるとともに、住民側の情報化に向けた取り組みやすい環境整備を進めていきます。

④ 都市基盤

新しいまちの顔としての景観に配慮した市街地の環境整備を進めていきます。

また、県立北薩広域公園とのネットワークを進め、まちなかの回遊性や滞留のできる魅力ある都市基盤整備を進めていきます。

⑤ 住宅

総合的な土地利用を基本としながら、定住促進を図るための宅地開発の整備を長期的視野に立ち計画的に進めていきます。町営住宅等については、需要と供給のバランスを考慮しながら、建替事業等を進め、居住水準の向上と質の高い居住空間の整備及び防犯に配慮した住宅造りを行います。

⑥ 消防・防災、交通安全・防犯

新たな地域防災計画を策定し、計画的な防災設備、施設等の整備充実を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の結成及び育成を推進し、さらに地域消防団組織の強化を図り、住民と行政が一体となった総合的な防災整備体制の確立を進めていきます。

また、砂防・治山・治水等の防災対策を進め、災害に強いまちづくりの推進を図ります。

交通安全や防犯対策については、町民の意識高揚を進め、関係機関・団体と連携した安全で安

心なまちづくりの対策を進めていきます。

⑦ 上・下水道

上水道においては、安全な水を安定的に供給するため、水道施設の整備・充実を図りながら、老朽化した送配水管の計画的な更新を進めます。また、水道未普及地域については、地域住民の要望や衛生対策の観点から積極的に事業を推進し、住民生活の環境整備を進めていきます。

下水道においては、平成9年3月に策定された「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき、農業の集落排水及び合併処理浄化槽について、それぞれの事業実施地域の調整を図りながら、生活環境の改善と農業用水の水質保全に取り組み、広く公共水域の水質の保全に努めていきます。

【主要事業】

土地利用	地籍調査事業 農地流動化促進事業 など
道路交通	道路整備計画策定事業 町道建設・改良事業 地方路線バス維持存続事業 地域循環交通対策事業 交通安全施設整備事業 地域高規格道路（北薩横断道路）の整備促進 国道267号・328号・504号整備事業 主要地方道及び一般県道整備事業 〔県事業〕 〔県事業〕 ・ 県道川口薩摩湯田停車場線 湯田工区 ・ 県道薩摩山崎停車場線 山崎1工区 ・ 地域高規格道路（国道504号）整備 など
情報通信	地域情報化推進体制の整備 情報公開制度システムの構築 総合型地理情報システム整備事業 公的認証サービス事業 住民参加型情報ネットワーク構築事業 光ブロードバンド基盤整備事業 など
都市基盤	都市計画道路整備事業 土地区画整理事業 都市公園整備事業 県立北薩広域公園整備 〔県事業〕 など

<p>住 宅</p>	<p>町営住宅建替事業 分譲住宅団地整備促進事業 など</p>
<p>消防・防災，交通安全・ 防犯</p>	<p>地域防災計画策定及び危険箇所，区域等避難基準の策定 自主防災組織の結成，育成，強化事業の推進 地域防災計画及び危険箇所等の避難基準の公表・周知 防災意識の高揚，地域合同避難訓練等の実施 消防・防災施設，設備整備事業 交通安全施設整備事業（再掲） 通常砂防事業〔県事業〕 急傾斜地崩壊対策事業〔県事業〕 県単河川等防災事業〔県事業〕 治山事業〔県事業〕 など</p>
<p>上・下水道</p>	<p>上水道施設整備事業 簡易水道施設整備事業 小型合併処理浄化槽設置事業 など</p>

(5) 人々の生活視点から創る環境美化のまち

① 環境保全

自治体として自立したまちづくりを進めるためには、産業の振興、社会基盤の整備が必要不可欠な要素となり、このことは、必然的に自然環境へ影響を及ぼすこともあると考えられます。

新町においては、地域の自然環境は、我々地域住民だけのものではなく、地球人としての高い次元に立った中で環境保全及び環境改善が必要との観点に立ち、この豊かな自然環境に最大限の配慮を加えながら地域づくりを進めていきます。

② 環境美化

まちづくり、地域づくりを進めていく上で、町全体がきれいで美しく保たれていることは、町民の気持ちの表れであり、また本地域を訪れる来訪者へのホスピタリティ^{注12)}の象徴でもあります。

四季折々の花々が町全体に咲き誇り、ゴミの投棄や河川汚濁のない美しいまちづくりの展開について、“人・地域・まち”が一つの目標を掲げた取り組みを進めていきます。また、ごみ収集や焼却業務、し尿処理業務については、効率的な運営を目指すとともに、ごみ減量やリサイクルの推進について啓発活動を進めていきます。

③ 衛生対策

家庭から出る生ゴミ等の再利用化の推進など先進的な取り組みを情報公開し、生活と産業、環境が調和したまちづくりを進めていきます。

近年の食品の安全性への関心の高まりにあわせ、本地域の安全で安心して食することのできる農産物等の地産地消を食品衛生の観点からの取り組みも併せて進めていきます。

犬、猫をはじめペット動物を飼育する家庭について、動物管理の徹底や動物愛護思想の醸成に努めるとともに、適正な飼育方法についての指導を関係機関・団体と協力して進めていきます。

注12) ホスピタリティ：歓待，親切なもてなしの意

【主要事業】

環境保全・環境美化	川内川水質保全運動への取り組み 川内川流域市町交流促進事業 小型合併処理浄化槽設置事業（再掲） 環境美化活動推進事業 クリーンリサイクル推進事業 など
-----------	--

衛生対策	生ゴミ等による堆肥づくり事業 など
------	----------------------

(6) 住民と行政が協働するまち

① 住民参画

多種多様な主体が存在している地域社会において、誰もが快適に生活することができるまちづくりを進めていくために、まちづくりの政策方針決定段階から情報公開と住民参画を積極的に進める施策を講じていきます。また、まちづくりに関する様々な情報の共有化を図りながら、住民参画組織の育成を進めていきます。

② 行政運営

行政運営の効率化を図るため、情報技術を活用した行政事務を推進し、住民ニーズ等時代の要請に応える組織体制の構築に努めていきます。また、行政施策の計画（Plan）、実行（Do）、評価（See）、見直し（Action）のシステムを確立させ、より効率的で効果のある施策事業の実現を図っていきます。これらのことを踏まえた、政策形成能力のある職員の育成も積極的に進め、地方分権型社会にふさわしい地方自治体の形成を目指していきます。

③ 財政運営

新町における健全財政の運営に努めるとともに、法令に基づく国、県の財政支援を有効かつ効果的に活用し、重点配分による特徴ある予算執行、次の10年に夢を託せる施策事業の展開へとといった長期的観点での財政運営をめざしていきます。

【主要事業】

住民参画	情報公開条例の施行と制度の積極的運用 多様な情報手段による情報公開事業 住民参画組織の育成 男女共同参画社会の促進 地域審議会の設置 など
行政運営	行政事務電算システム事業 職員研修事業 庁舎整備事業 行政施設、設備整備事業 事務事業評価制度の導入 職員定数適正化計画の策定 など

<p>財政運営</p>	<p>健全な財政計画の策定 自主財源確保対策の推進 など</p>
-------------	--

3 新町における県事業の推進

(1) 鹿児島県の役割

新町は、川内川、紫尾山、温泉などの自然的素材や農業を中心とする生産基盤などの社会的素材に恵まれています。

また、国道3路線が交差する交通の結節点として重要な位置にあり、今後の発展が期待される地域です。

こうした中で、新町においては合併を大きな契機として、地域資源や地理的条件等を有効に活用しながら、環境循環型社会システムや産業を創造し、活力ある住民主体のまちづくりに取り組もうとしています。

鹿児島県は、新町と十分に連携しながら、「人々が織りなす元気で快適な活力あるまちづくり」に向けての取り組みを積極的に支援します。

また、一体的なまちづくりの推進等を支援するため、合併特例交付金等による財政支援等を行います。

(2) 新町における県事業

2の分野別施策・主要事業で整理した事業のうち鹿児島県が事業主体となって行う事業を再整理します。

【主要事業】

<p>農林水産業</p>	<p>中山間地域総合整備事業 農道整備事業（広域、一般、農道環境） 市町村合併支援農道整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮之城町時吉地内 ・ 薩摩町永野西部 ・ 薩摩町中津川地域 ・ 鶴田町鶴田大平地内 <p>林道事業・森林居住環境整備事業・フォレストコミュニティ総合事業（鶴田町神子地内）</p>
<p>道路交通</p>	<p>国道 267 号・328 号・504 号整備事業 主要地方道及び一般県道整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道川口薩摩湯田停車場線 湯田工区 ・ 県道薩摩山崎停車場線 山崎1工区 ・ 地域高規格道路（国道504号）整備など
<p>都市基盤 消防・防災、交通安全・防犯</p>	<p>県立北薩広域公園整備 通常砂防事業 急傾斜地崩壊対策事業 県単河川等防災事業 治山事業</p>

公共施設の適正配置と整備については、効率的な活用や整備・運営を進めていく必要があることから、公共施設等総合管理計画等に基づき、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、財政状況等を考慮しながら検討していきます。

また、新たな公共施設の整備にあたっては、行財政運営の効率化をはじめ、事業の効果や効率性を十分に議論し、既存の公共施設の有効利用、相互利用及びその後の維持管理経費や運営方法などを総合的に検討し、地域の均衡ある発展と地域住民の福祉の向上に最大限配慮した整備に努めるものとします。

以上のことを念頭において、次の方針に基づき、適正配置と整備を進めます。

1 住民サービスの維持・向上

住民生活と関わりが深い公共施設については、住民生活への影響に十分配慮し、サービスの低下をきたさないようにすることを基本とします。

2 公共施設の配置と整備

1 公共施設については、住民の利便性の確保と健全な行財政運営に努めるため、既存施設の有効活用や統廃合、不用施設の除却等による適正な配置と効率的な整備を進めていきます。

2 新町の庁舎については、当分の間、宮之城町役場を本庁、鶴田町役場を鶴田総合支所、薩摩町役場を薩摩総合支所とし、全ての庁舎で窓口サービスの低下を招かないよう、住民生活及び地域づくりなどに密着した機能の整備を図っていきます。

新町の庁舎の建設・整備については、本庁・総合支所の庁舎の状態や財政状況など総合的判断のもとに計画的整備を進めていきます。

新町における財政計画は、歳入歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢等を勘案しながら推計し、合併後20年間について普通会計ベースで作成したものです。（平成30年度以前は決算額、令和元年度は決算見込額、令和2年度以降は推計額。）

作成にあたっては、長期的視点に立った健全財政の維持及び均衡ある社会資本の整備を基本とし、新町建設計画における主要事業、調整方針に伴う住民負担や行政サービス水準の格差是正に要する経費、合併に伴う節減経費、国や県の財政支援措置を勘案して作成しています。

新町での財政運営については、自主財源の割合が低いなかで、多くの財源を国・県に依存していることからその動向に左右されやすい状況にあります。国・県の財政支援がなされる期間の中で合併によるスケールメリット注13)を活かした歳出構造の見直しを図りながら健全財政に向けた取り組みを進めていきます。

【1 歳入】

（1）地方税

地方税については、過去の実績及び税政改革の影響などを踏まえ推計しています。

（2）地方交付税

普通交付税における合併算定替の終了を反映した上で、これまでと同様の交付税措置がなされるものとして推計しています。

（3）分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績に基づき推計しています。

（4）使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績に基づき推計しています。

（5）国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績及び個別の事業計画等を勘案して推計しています。

（6）財産収入

財産収入については、財産売り払い収入などの単年度に限り収入される特殊要因を控除して推計しています。

（7）繰入金

繰入金については、主要事業の実施等に伴う財源の年度間調整を図るため、各種基金を効率的に活用していく方針のもとに推計しています。

（8）地方債

地方債については、各年度の普通建設事業に係る通常債及び合併特例債、現行制度に基づく臨時財政対策債を見込んで推計しています。

注13) スケールメリット：規模を大きくすることで得られる利益

【2 歳出】**(1) 人件費**

人件費については、議員定数は現行の16人とし、職員数は、全会計で平成30年度331人を令和6年度308人になるよう推移させ、普通会計職員数に置き換え推計しています。

(2) 物件費

物件費については、事務管理経費を行財政改革による取組で抑制しながら、令和元年度決算見込で推計しています。

(3) 維持補修費

維持補修費については、公共施設の老朽化に伴う費用が増加傾向にあることを踏まえ推計しています。

(4) 扶助費

扶助費については、少子高齢化等に伴い、社会保障関連経費が増加傾向にあることを踏まえ、過去の実績を勘案して推計しています。

(5) 補助費等

補助費等については、過去の実績に基づき推計しています。

(6) 公債費

公債費については、平成30年度以前の借入に伴う償還額に、令和元年度以降の新たな借入に伴う償還額を見込んで推計しています。

(7) 積立金

積立金については、年度間の財源調整に必要な財政調整基金等の積立を見込みます。なお、合併特例債による基金造成については平成28年度以降計上してありません。

(8) 繰出金

繰出金については、各特別会計等の過去の実績に基づき推計しています。

(9) 投資・出資・貸付金

投資・出資・貸付金については、過去の実績及び単年度に限った特殊要因等を控除して推計しています。

(10) 普通建設事業

普通建設事業については、新町建設計画及び総合振興計画等を踏まえ推計しています。

(11) 災害復旧事業費

災害復旧事業費は、過去の実績等を踏まえ令和元年度以降は一定額を計上しています。

(財政計画【変更後】)

財政計画

(1) 歳入

区分	(単位：百万円)																			
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1 地方税	2,148	2,184	2,370	2,235	2,133	2,107	2,153	2,166	2,231	2,468	2,379	2,381	2,535	2,581	2,615	2,590	2,517	2,483	2,463	2,394
2 地方譲与税	351	422	255	249	235	228	222	209	200	192	201	201	200	204	216	216	216	222	222	222
3 利子割交付金	12	6	8	8	6	7	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4 配当割交付金	2	3	4	1	1	1	3	2	2	9	6	3	4	4	4	4	4	4	4	4
5 株式等譲渡所得割交付金	2	3	2	0	0	1	0	0	4	6	6	2	4	4	4	4	4	4	4	4
6 法人事業税交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	10	10	10	10
7 地方消費税交付金	249	247	239	218	225	224	218	215	213	258	453	403	416	429	428	428	428	428	428	428
8 ゴルフ場利用税交付金	14	10	9	8	8	8	7	8	8	9	9	8	9	9	9	9	9	9	9	9
9 自動車取得税交付金 ※(自動車税課税性能割交付金)	69	73	68	63	39	33	27	34	30	13	19	25	35	36	20	18	18	18	18	18
10 地方特例交付金	60	58	24	34	42	51	48	6	7	7	7	7	7	9	12	10	10	10	10	10
11 地方交付税	6,158	6,042	6,136	6,282	6,445	6,818	6,610	6,545	6,573	6,296	5,966	5,608	5,347	5,004	4,854	4,792	4,731	4,672	4,613	4,556
12 交通安全対策特別交付金	6	7	6	5	5	5	5	4	4	3	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
13 分担金・負担金	179	190	174	177	165	158	176	180	182	174	167	156	147	118	118	117	117	116	116	115
14 使用料・手数料	245	230	238	229	223	221	219	197	197	198	203	196	191	187	186	186	184	183	183	182
15 国庫支出金	1,241	1,502	1,417	1,167	2,136	1,486	1,372	1,177	1,346	1,409	1,362	1,402	1,375	1,432	1,350	1,353	1,356	1,360	1,363	1,371
16 県支支出金	2,197	2,383	1,837	1,198	1,092	1,300	1,205	1,527	1,229	1,227	1,334	1,573	1,762	1,306	1,305	1,277	1,283	1,285	1,270	1,274
17 財産収入	34	51	112	78	95	138	124	63	67	83	66	83	87	113	110	110	110	110	110	110
18 寄附金	1	2	0	2	1	9	1	2	24	10	13	46	69	99	100	100	100	100	100	100
19 繰入金	776	707	1,086	830	576	366	269	558	972	833	976	1,098	993	1,175	1,265	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
20 繰越金	288	316	345	416	524	414	482	442	519	703	692	533	903	697	470	418	467	441	386	346
21 諸収入	290	446	526	364	513	634	477	470	416	410	419	486	508	65	67	67	67	67	67	67
22 地方債	1,957	1,957	1,463	1,376	1,441	1,462	1,344	1,766	1,583	1,319	1,132	741	1,194	1,703	839	1,281	1,258	1,237	1,219	1,202
歳入合計	16,279	16,839	16,319	14,940	15,905	15,671	14,966	15,574	15,810	15,630	15,415	14,957	15,793	15,181	13,978	13,996	13,895	13,765	13,601	13,428

※ H25年度以降については、消費税の引上げにあわせ、自動車取得税交付金が凍止され、自動車税課税性能割交付金が削減されることを考慮している。

※ H2年度以降については、法人事業税交付金が削減されることを考慮している。

(2) 歳出

(単位：百万円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1 人件費	3,206	3,103	3,158	3,055	2,879	2,762	2,832	2,776	2,642	2,652	2,705	2,521	2,726	2,737	2,775	2,765	2,695	2,635	2,645	2,595
2 扶助費	1,400	1,464	1,403	1,382	1,442	1,784	1,833	1,901	1,901	2,101	2,145	2,237	2,205	2,153	2,196	2,240	2,285	2,330	2,377	2,425
3 公債費	3,189	2,994	3,171	3,096	2,998	2,882	2,709	2,446	2,248	2,175	1,968	1,839	1,683	1,565	1,439	1,405	1,413	1,451	1,370	1,346
4 物件費	1,502	1,352	1,216	1,227	1,352	1,224	1,257	1,231	1,215	1,322	1,325	1,319	1,179	1,245	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
5 維持補修費	113	76	73	85	80	82	77	66	70	74	139	106	103	99	120	125	125	125	125	125
6 補助費等	776	741	712	728	1,066	723	664	718	851	820	953	920	973	934	936	938	940	941	943	945
7 積立金	31	418	701	541	797	1,029	788	726	843	1,100	1,040	664	774	990	800	700	600	500	450	400
8 投資・出資金・貸付金	20	24	20	22	397	378	379	371	372	371	359	341	332	23	24	24	24	24	24	24
9 繰出金	1,325	1,381	1,344	1,296	1,338	1,364	1,379	1,379	1,376	1,607	1,670	1,634	1,537	1,451	1,466	1,480	1,495	1,510	1,525	1,540
10 普通建設事業費	3,730	2,891	2,146	2,146	2,644	2,230	1,833	2,646	2,758	1,919	1,893	1,739	2,826	2,931	1,780	1,744	1,709	1,675	1,642	1,641
11 災害復旧事業費	392	1,716	1,509	354	99	271	324	245	131	147	186	173	158	163	160	160	160	160	160	160
歳出合計	15,684	16,160	15,453	13,932	15,082	14,729	14,075	14,505	14,407	14,288	14,383	13,494	14,496	14,291	12,946	12,831	12,696	12,601	12,511	12,451